

平成28年2月

平成28年第1回千葉市議会定例会議案

自 議案第1号

至 議案第63号

平成28年第1回千葉市議会定例会議案件名

議案 番号	議 案 件 名	頁
1	平成27年度千葉市一般会計補正予算（第5号）	別冊
2	平成27年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	別冊
3	平成27年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	別冊
4	平成27年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
5	平成27年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
6	平成27年度千葉市公債管理特別会計補正予算（第1号）	別冊
7	平成27年度千葉市下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
8	平成28年度千葉市一般会計予算	別冊
9	平成28年度千葉市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
10	平成28年度千葉市介護保険事業特別会計予算	別冊
11	平成28年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
12	平成28年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	別冊
13	平成28年度千葉市霊園事業特別会計予算	別冊
14	平成28年度千葉市農業集落排水事業特別会計予算	別冊
15	平成28年度千葉市競輪事業特別会計予算	別冊
16	平成28年度千葉市地方卸売市場事業特別会計予算	別冊
17	平成28年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計予算	別冊
18	平成28年度千葉市市街地再開発事業特別会計予算	別冊
19	平成28年度千葉市動物公園事業特別会計予算	別冊
20	平成28年度千葉市公共用地取得事業特別会計予算	別冊
21	平成28年度千葉市学校給食センター事業特別会計予算	別冊
22	平成28年度千葉市公債管理特別会計予算	別冊
23	平成28年度千葉市病院事業会計予算	別冊
24	平成28年度千葉市下水道事業会計予算	別冊
25	平成28年度千葉市水道事業会計予算	別冊

議案 番号	議 案 件 名	頁
26	千葉県行政不服審査法施行条例の制定について	1
27	行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	5
28	千葉県職員の退職管理に関する条例の制定について	13
29	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	15
30	千葉県職員の給与に関する条例及び千葉県教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正について	21
31	特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び千葉県証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正について	29
32	千葉県職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について	31
33	千葉県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	32
34	千葉県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について	33
35	千葉県国民健康保険条例の一部改正について	43
36	千葉県障害者施策推進協議会条例の一部改正について	45
37	千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	47
38	千葉県火災予防条例の一部改正について	56
39	千葉県消防関係手数料条例の一部改正について	62
40	千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	63
41	千葉市区の設置等に関する条例の一部改正について	64
42	千葉県暴力団排除条例の一部改正について	65
43	千葉県消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について	66
44	千葉県が千葉県信用保証協会に対し交付する損失てん補金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の制定について	68
45	千葉県土の採取計画の認可に関する条例の制定について	71
46	千葉県農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について	79
47	千葉県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について	81

議案 番号	議 案 件 名	頁
48	学校教育法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	96
49	千葉県市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	98
50	千葉県市公民館設置管理条例の一部改正について	99
51	千葉県市東日本大震災復興交付金基金条例の一部改正について	100
52	千葉県市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	101
53	千葉県市建築関係手数料条例の一部改正について	103
54	千葉県市幕張新都心文教地区建築条例の一部改正について	125
55	千葉県市都市公園条例の一部改正について	126
56	町の区域及び名称の変更について	129
57	土地の処分について（旧千葉県市立高洲第二小学校の跡地）	133
58	財産の処分について（千葉県市福祉作業所の建物）	135
59	損害賠償額の決定及び和解について	136
60	指定管理者の指定について（千葉県市幸老人センター）	138
61	包括外部監査契約について	139
62	議決事件の一部変更について（（仮称）高洲市民プール・体育館改築工事に係る工事請負契約）	140
63	市道路線の認定及び廃止について	143

議案第26号

千葉市行政不服審査法施行条例の制定について
千葉市行政不服審査法施行条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年2月22日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(写しの交付に係る手数料)

第2条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項の規定により審査庁が提出書類等の写しの交付を行う場合（以下この条において「審査庁が写しの交付を行う場合」という。）及び他の法令において準用する場合を含む。）及び法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項に規定する条例で定める手数料の額は、別表に定めるとおりとする。

2 手数料は、法第38条第1項（審査庁が写しの交付を行う場合及び他の法令において準用する場合を含む。）又は法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付の際に徴収する。

3 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項（審査庁が写しの交付を行う場合及び他の法令において準用する場合を含む。）又は法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第5項の規定により、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。

4 前項の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする者は、第2項の交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

5 前項の書面には、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつ

ては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(行政不服審査会の設置)

第3条 法第81条第1項の規定に基づき、千葉市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

3 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 第4条第5項の規定は、専門委員に準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条第1項関係）

対象書面等の種別	写しの交付の方法	手数料の額
1 文書又は図画	用紙に複写したものの交付に限る。	用紙1枚につき10円（多色刷りのものにあつては、20円）
2 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）	用紙に出力したものの交付に限る。	用紙1枚につき10円（多色刷りのものにあつては、20円）

備考

- 1 用紙の両面に複写し、又は出力して写しの交付を行う場合においては、当該用紙の片面をそれぞれ1枚として算定する。
- 2 用紙は、原則として日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の規格のものを用いるものとし、A3判を超える規格の用紙を用いた場合は、A3判による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。



議 案 説 明

行政不服審査法の全部改正に伴い、千葉市行政不服審査会の組織及び運営に関する事項その他の同法の施行に必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

議案第 27 号

行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について

行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次の
とおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
(千葉市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 千葉市情報公開条例(平成 12 年千葉市条例第 52 号)の一部
を次のように改正する。

第 18 条の次に次の 1 条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 18 条の 2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求
については、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 9 条第
1 項本文の規定は、適用しない。

第 19 条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第
1 項各号列記以外の部分中「について、行政不服審査法(昭和 37 年
法律第 160 号)の規定による不服申立て」を「又は開示請求に係る
不作為について、審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請
求」に改め、「又は決定」を削り、同項第 1 号中「不服申立て」を
「審査請求」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書
の全部を開示することとするとき(当該公文書の開示について反
対意見書が提出されているときを除く。)

第 19 条第 2 項第 1 号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、
「参加人」の次に「(行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加
人をいう。以下この章において同じ。)」を加え、同項第 2 号中「不
服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第 3 号中「当該不服申立
て」を「当該審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、

同条第3項各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第20条第1項、第7項及び第8項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第21条第1項及び第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第22条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「当該不服申立人等」を「当該審査請求人等」に改め、同条第2項中「前条第3項及び第4項並びに前項の規定により」を削り、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（千葉県個人情報保護条例の一部改正）

第2条 千葉県個人情報保護条例（平成17年千葉県条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に、「第42条」を「第41条の2」に改める。

「第4章 不服申立て等」を「第4章 審査請求等」に改める。

第4章第1節中第42条の前に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第41条の2 開示決定等（第20条第3項又は第21条第2項の規定により開示をしない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下この章において同じ。）、「訂正決定等（第32条第3項において準用する第20条第3項又は第33条第2項において準用する第21条第2項の規定により訂正をしない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下この章において同

じ。)若しくは利用停止決定等(第40条第2項において準用する第20条第3項及び前条において準用する第21条第2項の規定により利用停止をしない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下この章において同じ。)又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第42条を次のように改める。

(審査会への諮問)

第42条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、千葉市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとするとき(当該個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとするとき。

第43条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。)」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「当該不服申立て」を「当該審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第44条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を変更し、当該開示決定等を「審査請求

に係る開示決定等（全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第45条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第46条第1項及び第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第47条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「当該不服申立人等」を「当該審査請求人等」に改め、同条第2項中「前条第3項及び第4項並びに前項の規定により」を削り、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（千葉県職員退職手当支給条例の一部改正）

第3条 千葉県職員退職手当支給条例（昭和24年千葉県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（千葉県職員の給与に関する条例の一部改正）

第4条 千葉県職員の給与に関する条例（昭和26年千葉県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第20条の3第2項中「昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（千葉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第5条 千葉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年千葉県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（千葉県固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第6条 千葉県固定資産評価審査委員会条例（昭和26年千葉県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中

第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条第4項中「、代表者」を「代表者」に、「、総代理人」を「総代理人」に改め、同条第5項中「ただちに」を「直ちに」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第5条の見出しを「（審査の申出の通知等）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「欠陥」を「不備」に、「5日以内」を「相当」に、「審査申出人にその欠陥を補正させ」を「、審査申出人にその不備を補正すべきことを命じ」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「審査申出書を受理した」を「審査の申出がされた」に、「その旨を市長に、却下した場合においてはその旨を審査申出人に、それぞれ」を「、その旨を市長（当該申出を却下する場合においては、審査申出人）に」に改め、同項を同条第3項とする。

第6条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第6条の2第3項第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

第7条第2項中「つど」を「都度」に改め、同条第8項第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第8条第2項第4号及び第9条第2項第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

第10条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載

し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
 - (2) 事案の概要
 - (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
 - (4) 理由
- (千葉県市税条例の一部改正)

第7条 千葉県市税条例（昭和49年千葉県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(千葉県消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第8条 千葉県消防団員等公務災害補償条例（昭和41年千葉県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「異議申立」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の千葉県情報公開条例第18条の2、第19条、第20条第1項、第7項及び第8項、第21条第1項、第3項及び第4項並びに第22条第1項から第3項までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の千葉県情報公開条例第11条各項の決定（以下この項において「開示決定等」という。）又は同条例第5条の規定による開示の請求（以下この項において「開示請求」という。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前の開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の千葉県個人情報保護条例第4章第1節、第45条第1項、第46条第1項、第3項及び第4項並びに第47条第1項から第3項までの規定は、施行日以後の千葉県個人情報保護条例第19条各項の決定（以下この項において「開示決定等」とい

う。）、同条例第31条各項の決定（以下この項において「訂正決定等」という。）若しくは同条例第39条第1項及び同条第2項において準用する同条例第31条第2項の決定（以下この項において「利用停止決定等」という。）若しくは同条例第20条第3項（同条例第32条第3項又は同条例第40条第2項の規定により準用する場合を含む。）若しくは同条例第21条第2項（同条例第33条第2項又は同条例第41条の規定により準用する場合を含む。）の規定により決定があったものとみなされる場合の当該みなされる決定（以下この項において「みなし決定」という。）又は同条例第13条第1項の規定による開示の請求（以下この項において「開示請求」という。）、同条例第28条第1項本文の規定による訂正の請求（以下この項において「訂正請求」という。）若しくは同条例第36条第1項各号に定める措置の請求（以下この項において「利用停止請求」という。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前の開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等若しくはみなし決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

- 4 第6条の規定による改正後の千葉市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第5条第2項及び第3項、第6条第2項及び第4項並びに第10条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度分までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が施行日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。



議 案 説 明

行政不服審査法の全部改正に伴い、審理員による審理手続の適用除外を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

議案第 28 号

千葉市職員の退職管理に関する条例の制定について

千葉市職員の退職管理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条の 2 第 8 項、第 38 条の 6 及び第 65 条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第 2 条 法第 38 条の 2 第 1 項、第 4 項及び第 5 項の規定によるもののほか、再就職者（同条第 1 項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第 8 項の国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の 5 年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第 38 条の 2 第 1 項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第 8 項の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第 1 項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の 5 年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後 2 年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第 3 条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 10 条第 2 項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後 2 年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限

る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。その届け出た事項に変更が生じたときも、同様とする。

(再就職状況の公表)

第4条 任命権者は、前条の規定により届出を受けた事項について、遅滞なく市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、人事委員会規則で定めるところにより、人事委員会規則で定める事項を公表するものとする。

(過料)

第5条 第3条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

地方公務員法の一部改正に伴い、再就職した職員に対し、現職職員への働きかけを禁止するとともに、再就職情報の届出を義務付けるため、条例を制定しようとするものであります。

議案第 29 号

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例  
(千葉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 千葉市職員の給与に関する条例(昭和 26 年千葉市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

第 3 条第 3 項中「標準的な」を削り、「人事委員会規則で定める」を「次に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとし、これらの表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 行政職給料表等級別基準職務表(別表第 5)
- (2) 教育職給料表等級別基準職務表(別表第 6)
- (3) 医療職給料表等級別基準職務表(別表第 7)
  - ア 医療職給料表(1)等級別基準職務表
  - イ 医療職給料表(2)等級別基準職務表
  - ウ 医療職給料表(3)等級別基準職務表

第 5 条第 2 項中「により人事委員会規則で定める」を「に基づく分類の」に改める。

第 5 条の 4 第 1 項を次のように改める。

特定任期付職員の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給
- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給
- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給
- (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給
- (7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給

別表第4の次に次の3表を加える。

別表第5

行政職給料表等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務                                                     |
|------|-------------------------------------------------------------|
| 1級   | 1 定型的な業務を行う職務<br>2 消防士の職務                                   |
| 2級   | 1 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務<br>2 消防士長又は高度の知識若しくは経験を必要とする消防士の職務 |
| 3級   | 1 主任の職務<br>2 消防司令補又は高度の知識若しくは経験を必要とする消防士長の職務                |
| 4級   | 1 係長の職務<br>2 主査の職務                                          |

|     |                                                                                                                                                                                          |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 級 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 課長補佐の職務</li> <li>2 所長の職務</li> <li>3 消防出張所長の職務</li> </ul>                                                                                        |
| 6 級 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 課長の職務</li> <li>2 室長の職務</li> <li>3 困難な業務を所掌する所長の職務</li> <li>4 総括主幹の職務</li> <li>5 消防副署長の職務</li> </ul>                                             |
| 7 級 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 部長の職務</li> <li>2 区長の職務</li> <li>3 次長の職務</li> <li>4 委員会等の事務局長の職務</li> <li>5 特に困難な業務を所掌する所長の職務</li> <li>6 参事又は技監の職務</li> <li>7 消防署長の職務</li> </ul> |
| 8 級 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 理事の職務</li> <li>2 局長の職務</li> <li>3 会計管理者の職務</li> <li>4 困難な業務を所掌する次長の職務</li> <li>5 困難な業務を所掌する区長の職務</li> <li>6 困難な業務を所掌する委員会等の事務局長の職務</li> </ul>   |

備考 この表において「委員会等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第89条の規定により置く議会並びに同法第138条の4第1項の規定により置く委員会及び委員をいう。

別表第6

教育職給料表等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務                    |
|------|----------------------------|
| 1 級  | 講師又は実習助手の職務                |
| 2 級  | 教諭、養護教諭又は困難な業務を所掌する実習助手の職務 |

|    |       |
|----|-------|
| 3級 | 教頭の職務 |
| 4級 | 校長の職務 |

別表第7

医療職給料表等級別基準職務表

ア 医療職給料表（1）等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務                                          |
|------|--------------------------------------------------|
| 1級   | 主査の職務                                            |
| 2級   | 1 課長の職務<br>2 所長の職務<br>3 課長補佐の職務                  |
| 3級   | 1 技監の職務<br>2 保健所次長の職務                            |
| 4級   | 1 局長の職務<br>2 部長の職務<br>3 保健所長の職務<br>4 環境保健研究所長の職務 |

イ 医療職給料表（2）等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務                                                                                                   |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1級   | 獣医師、薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、心理療法士、歯科衛生士、マッサージ師又は栄養士（以下「獣医師等」という。）の職務 |
| 2級   | 高度の技術又は経験を必要とする獣医師等の職務                                                                                    |
| 3級   | 主任の職務                                                                                                     |
| 4級   | 主査の職務                                                                                                     |
| 5級   | 課長補佐の職務                                                                                                   |
| 6級   | 課長の職務                                                                                                     |

ウ 医療職給料表（3）等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務 |
|------|---------|
|------|---------|

|     |                                |
|-----|--------------------------------|
| 1 級 | 看護師、助産師又は准看護師（以下「看護師等」という。）の職務 |
| 2 級 | 高度の技術又は経験を必要とする看護師等の職務         |
| 3 級 | 主任の職務                          |
| 4 級 | 主査の職務                          |
| 5 級 | 課長補佐の職務                        |
| 6 級 | 課長の職務                          |

（千葉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第 2 条 千葉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年千葉市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 9 号を第 11 号とし、第 8 号を第 10 号とし、同条第 7 号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第 9 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

（8）職員の退職管理の状況

第 3 条中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2）職員の人事評価の状況

（千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正）

第 3 条 次に掲げる条例の規定中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

- （1）千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 39 年千葉市条例第 8 号）第 1 条
- （2）千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和 46 年千葉市条例第 73 号）第 1 条
- （3）千葉市職員の旅費等に関する条例（平成 2 年千葉市条例第 31 号）第 1 条

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。





## 議 案 説 明

地方公務員法の一部改正に伴い、等級別基準職務表を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

議案第30号

千葉市職員の給与に関する条例及び千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正について

千葉市職員の給与に関する条例及び千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年2月22日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市職員の給与に関する条例及び千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(千葉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 千葉市職員の給与に関する条例(昭和26年千葉市条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

## 別表第2

## 教育職給料表

| 職<br>員<br>区<br>分 | 職<br>務<br>の<br>級<br>号 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     |
|------------------|-----------------------|---------|---------|---------|---------|
|                  |                       | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
|                  |                       | 円       | 円       | 円       | 円       |
|                  | 1                     | 155,900 | 170,000 | 287,300 | 405,500 |
|                  | 2                     | 157,400 | 172,100 | 289,900 | 407,000 |
|                  | 3                     | 158,900 | 174,200 | 292,800 | 408,500 |
|                  | 4                     | 160,400 | 176,400 | 295,400 | 410,000 |
|                  | 5                     | 162,100 | 178,400 | 297,900 | 411,400 |
|                  | 6                     | 164,100 | 180,600 | 300,300 | 412,800 |
|                  | 7                     | 165,900 | 182,800 | 302,700 | 414,300 |
|                  | 8                     | 167,700 | 185,000 | 305,100 | 415,900 |
|                  | 9                     | 169,500 | 187,300 | 307,600 | 417,300 |
|                  | 10                    | 171,700 | 190,100 | 310,300 | 418,700 |
|                  | 11                    | 173,700 | 192,800 | 313,000 | 420,100 |
|                  | 12                    | 175,700 | 195,500 | 315,900 | 421,400 |
|                  | 13                    | 177,800 | 198,400 | 318,500 | 422,700 |
|                  | 14                    | 180,000 | 200,100 | 320,500 | 424,100 |
|                  | 15                    | 182,200 | 201,700 | 322,600 | 425,500 |
|                  | 16                    | 184,400 | 203,400 | 324,900 | 426,900 |
|                  | 17                    | 186,700 | 205,200 | 327,200 | 428,100 |
|                  | 18                    | 189,400 | 206,900 | 329,400 | 429,400 |
|                  | 19                    | 191,900 | 208,600 | 331,700 | 430,600 |
|                  | 20                    | 194,400 | 210,200 | 333,900 | 431,900 |
|                  | 21                    | 196,900 | 212,000 | 336,200 | 433,000 |
|                  | 22                    | 198,600 | 213,900 | 338,400 | 434,200 |
|                  | 23                    | 200,300 | 215,800 | 340,700 | 435,500 |
|                  | 24                    | 202,000 | 217,700 | 343,000 | 436,800 |
|                  | 25                    | 203,500 | 219,400 | 345,000 | 438,100 |
|                  | 26                    | 205,100 | 221,400 | 346,800 | 439,300 |
|                  | 27                    | 206,700 | 223,400 | 348,700 | 440,300 |
|                  | 28                    | 208,200 | 225,400 | 350,600 | 441,400 |
|                  | 29                    | 209,900 | 227,300 | 352,500 | 442,600 |
|                  | 30                    | 211,600 | 230,000 | 354,300 | 443,400 |
|                  | 31                    | 213,300 | 232,700 | 356,000 | 444,200 |
|                  | 32                    | 215,000 | 235,400 | 357,900 | 445,100 |
|                  | 33                    | 216,500 | 238,000 | 359,600 | 446,000 |
|                  | 34                    | 218,200 | 240,800 | 361,300 | 446,500 |
|                  | 35                    | 219,900 | 243,400 | 363,000 | 447,000 |
|                  | 36                    | 221,600 | 246,100 | 364,800 | 447,500 |
|                  | 37                    | 223,200 | 248,600 | 366,700 | 448,000 |
|                  | 38                    | 224,900 | 251,100 | 368,200 | 448,500 |
|                  | 39                    | 226,600 | 253,600 | 369,800 | 449,000 |
|                  | 40                    | 228,300 | 256,000 | 371,400 | 449,500 |
|                  | 41                    | 230,000 | 258,600 | 372,700 | 450,000 |
|                  | 42                    | 231,800 | 261,000 | 374,100 | 450,500 |
|                  | 43                    | 233,600 | 263,200 | 375,500 | 451,000 |
|                  | 44                    | 235,300 | 265,400 | 377,000 | 451,500 |

|    |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 45 | 237,200 | 267,500 | 378,500 | 452,000 |
| 46 | 238,800 | 269,700 | 380,100 | 452,500 |
| 47 | 240,300 | 271,900 | 381,700 | 453,000 |
| 48 | 241,900 | 274,000 | 383,200 | 453,500 |
| 49 | 243,200 | 276,200 | 384,600 | 454,000 |
| 50 | 244,700 | 278,200 | 386,100 |         |
| 51 | 246,200 | 280,200 | 387,600 |         |
| 52 | 247,700 | 282,200 | 389,000 |         |
| 53 | 248,700 | 284,000 | 390,200 |         |
| 54 | 250,200 | 286,500 | 391,500 |         |
| 55 | 251,700 | 288,800 | 392,600 |         |
| 56 | 253,200 | 291,300 | 393,700 |         |
| 57 | 254,300 | 293,400 | 395,100 |         |
| 58 | 255,700 | 295,900 | 396,300 |         |
| 59 | 257,000 | 298,300 | 397,500 |         |
| 60 | 258,300 | 301,000 | 398,800 |         |
| 61 | 259,600 | 303,400 | 400,000 |         |
| 62 | 260,900 | 305,800 | 401,000 |         |
| 63 | 262,200 | 308,300 | 402,400 |         |
| 64 | 263,400 | 310,700 | 403,700 |         |
| 65 | 264,500 | 313,100 | 404,900 |         |
| 66 | 266,000 | 315,300 | 406,000 |         |
| 67 | 267,500 | 317,400 | 407,200 |         |
| 68 | 269,000 | 319,600 | 408,300 |         |
| 69 | 270,700 | 321,900 | 409,300 |         |
| 70 | 272,200 | 324,000 | 410,500 |         |
| 71 | 273,700 | 326,200 | 411,700 |         |
| 72 | 275,200 | 328,200 | 412,900 |         |
| 73 | 276,400 | 330,400 | 413,500 |         |
| 74 | 277,700 | 332,500 | 414,300 |         |
| 75 | 279,000 | 334,700 | 415,000 |         |
| 76 | 280,300 | 336,900 | 415,500 |         |
| 77 | 281,700 | 338,700 | 415,800 |         |
| 78 | 282,900 | 340,600 | 416,200 |         |
| 79 | 284,100 | 342,500 | 416,600 |         |
| 80 | 285,300 | 344,300 | 417,000 |         |
| 81 | 286,600 | 346,100 | 417,300 |         |
| 82 | 287,600 | 347,900 | 417,700 |         |
| 83 | 288,800 | 349,600 | 418,100 |         |
| 84 | 290,000 | 351,400 | 418,400 |         |
| 85 | 291,000 | 352,800 | 418,700 |         |
| 86 | 292,000 | 354,400 | 419,100 |         |
| 87 | 293,000 | 355,900 | 419,500 |         |
| 88 | 294,000 | 357,400 | 419,800 |         |
| 89 | 295,100 | 358,800 | 420,100 |         |
| 90 | 296,000 | 360,100 | 420,400 |         |
| 91 | 296,900 | 361,500 | 420,700 |         |
| 92 | 297,800 | 362,900 | 420,900 |         |

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

|     |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|
| 93  | 298,300 | 364,400 | 421,100 |
| 94  | 299,100 | 365,700 | 421,400 |
| 95  | 299,800 | 367,000 | 421,700 |
| 96  | 300,600 | 368,200 | 421,900 |
| 97  | 301,400 | 369,200 | 422,100 |
| 98  | 302,200 | 370,200 | 422,400 |
| 99  | 303,000 | 371,200 | 422,700 |
| 100 | 303,800 | 372,200 | 422,900 |
| 101 | 304,700 | 373,100 | 423,100 |
| 102 | 305,200 | 374,100 |         |
| 103 | 305,700 | 375,100 |         |
| 104 | 306,200 | 376,100 |         |
| 105 | 306,400 | 376,900 |         |
| 106 | 306,800 | 377,800 |         |
| 107 | 307,100 | 378,700 |         |
| 108 | 307,400 | 379,700 |         |
| 109 | 307,600 | 380,500 |         |
| 110 | 307,800 | 381,500 |         |
| 111 | 308,100 | 382,500 |         |
| 112 | 308,400 | 383,500 |         |
| 113 | 308,600 | 384,100 |         |
| 114 | 308,800 | 385,000 |         |
| 115 | 309,000 | 385,900 |         |
| 116 | 309,300 | 386,800 |         |
| 117 | 309,600 | 387,600 |         |
| 118 | 309,900 | 388,300 |         |
| 119 | 310,200 | 389,100 |         |
| 120 | 310,500 | 389,900 |         |
| 121 | 310,600 | 390,500 |         |
| 122 | 310,800 | 391,300 |         |
| 123 | 311,100 | 392,000 |         |
| 124 | 311,400 | 392,700 |         |
| 125 | 311,600 | 393,300 |         |
| 126 | 311,800 | 394,000 |         |
| 127 | 312,100 | 394,500 |         |
| 128 | 312,400 | 395,100 |         |
| 129 | 312,600 | 395,800 |         |
| 130 | 312,800 | 396,400 |         |
| 131 | 313,100 | 396,900 |         |
| 132 | 313,400 | 397,400 |         |
| 133 | 313,600 | 397,700 |         |
| 134 | 313,800 | 398,000 |         |
| 135 | 314,100 | 398,300 |         |
| 136 | 314,400 | 398,600 |         |
| 137 | 314,600 | 398,900 |         |
| 138 | 314,800 | 399,200 |         |
| 139 | 315,100 | 399,500 |         |
| 140 | 315,400 | 399,800 |         |

|       |         |         |         |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|
| 141   | 315,600 | 400,100 |         |         |
| 142   | 315,800 | 400,400 |         |         |
| 143   | 316,100 | 400,700 |         |         |
| 144   | 316,400 | 401,000 |         |         |
| 145   | 316,600 | 401,200 |         |         |
| 146   | 316,800 | 401,500 |         |         |
| 147   | 317,100 | 401,800 |         |         |
| 148   | 317,400 | 402,000 |         |         |
| 149   | 317,600 | 402,200 |         |         |
| 150   | 317,800 | 402,500 |         |         |
| 151   | 318,100 | 402,800 |         |         |
| 152   | 318,400 | 403,000 |         |         |
| 153   | 318,600 | 403,200 |         |         |
| 154   | 318,800 | 403,500 |         |         |
| 155   | 319,100 | 403,800 |         |         |
| 156   | 319,400 | 404,000 |         |         |
| 157   | 319,600 | 404,200 |         |         |
| 158   | 319,800 | 404,500 |         |         |
| 159   | 320,100 | 404,800 |         |         |
| 160   | 320,400 | 405,000 |         |         |
| 161   | 320,600 | 405,200 |         |         |
| 再任用職員 | 226,300 | 269,900 | 323,200 | 404,000 |

備考

- 1 この表は、高等学校等に勤務する校長、教頭、教諭その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

第2条 千葉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第3項中「採用された職員」の次に「、職務の級が1級である職員（医療職給料表（1）の適用を受ける職員を除く。）」を加え、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「100分の2.1」を「100分の1.6」に、「100分の1.7、医療職給料表（1）の適用を受ける職員のうちその職務の級が1級又は2級である職員にあつては100分の1」を「、100分の1.2（医療職給料表（1）の適用を受ける職員にあつては、100分の1）」に改める。

附則第4項中「100分の2.1」を「100分の1.6」に、「100分の1.7、医療職給料表（1）の適用を受ける職員のうちその職務の級が1級又は2級である職員にあつては100分の1」を「、100分の1.2（医療職給料表（1）の適用を受ける職員にあつては、100分の1）」に、「100分の3.5」を「100分の3」に改める。

附則第5項中「100分の3.5」を「100分の3」に改め、同項第1号中「100分の7」を「100分の6」に改め、同項第2号、第3号、第6号及び第7号中「100分の4.9」を「100分の4.2」に改める。

附則別表第1行政職給料表の部1級の項、同表教育職給料表の部1級の項、同表医療職給料表（2）の部1級の項及び同表医療職給料表（3）の部1級の項を削る。

附則別表第2を次のように改める。

附則別表第2

|           |    |      |
|-----------|----|------|
| 行政職給料表    | 2級 | 40号給 |
| 医療職給料表（1） | 1級 | 32号給 |
|           | 2級 | 16号給 |
| 医療職給料表（2） | 2級 | 40号給 |
| 医療職給料表（3） | 2級 | 36号給 |

(千葉県教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

第3条 千葉県教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和46年千葉県条例第73号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の千葉県職員の給与に関する条例(附則第4項において「改正後の給与条例」という。)別表第2の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成27年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の千葉県職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。





## 議 案 説 明

人事委員会の勧告に基づき、千葉県教育職の職員の給与改定に準じて教育職の職員の給与を改定するとともに、厳しい財政状況を踏まえ、職員の給料の減額措置を継続するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

### 議案第 3 1 号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び千葉市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正について  
特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び千葉市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

### 千葉市条例第 号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び千葉市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例  
(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和 3 1 年千葉市条例第 1 7 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「行政委員会の委員等」の次に「(農地利用最適化推進委員を除く。)」を加え、同条第 2 号中「附属機関の委員等」を「農地利用最適化推進委員及び附属機関の委員等」に改める。

附則第 1 4 項から第 2 1 項まで及び附則第 2 3 項から第 2 7 項までの規定中「平成 2 8 年 3 月 3 1 日」を「平成 2 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

別表第 1 農業委員会の委員の項の次に次のように加える。

|             |  |                 |
|-------------|--|-----------------|
| 農地利用最適化推進委員 |  | 月額 4 0, 0 0 0 円 |
|-------------|--|-----------------|

(千葉市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 千葉市証人等に対する実費弁償に関する条例(平成 2 年千葉市条例第 3 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 9 条第 4 項」を「第 3 5 条第 4 項」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

厳しい財政状況を踏まえ、特別職の職員の給与の減額措置を継続するほか、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農地利用最適化推進委員の報酬等の額を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 32 号

千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

千葉市職員の特殊勤務手当支給条例（昭和 37 年千葉市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 18 項中「6,400 円」を「8,000 円」に、「6,000 円」を「7,500 円」に、「3,400 円」を「4,250 円」に、「2,400 円」を「3,000 円」に、「3,000 円」を「3,400 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

教員特殊業務に従事する職員の特殊勤務手当の額を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

### 議案第 33 号

千葉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
条例の一部改正について

千葉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例  
の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

千葉市長 熊谷俊人

### 千葉市条例第 号

千葉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
条例の一部を改正する条例

千葉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例  
(昭和 42 年千葉市条例第 55 号) の一部を次のように改正する。

附則第 6 条第 1 項の表及び同条第 2 項の表中「0.86」を「0.  
88」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定は、こ  
の条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休  
業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る  
傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日  
前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休  
業補償については、なお従前の例による。

~~~~~

議 案 説 明

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に準じ、厚生年金保険法に
よる障害厚生年金等が併給される場合の傷病補償年金等の調整率を引
き上げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 34 号

千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年千葉市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を同条第 3 項とし、同条に第 1 項及び第 2 項として次の 2 項を加える。

法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務とする。

2 別表の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。

第 3 条に次の 1 項を加える。

4 第 2 項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（委任）

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		労働者災害補償関係情報であって規則で定めるもの
		災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助又は扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報であって規則で定めるもの
特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）		

	<p>による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報であって規</p>

	則で定めるもの
	母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	地方公務員災害補償関係情報であって規則で定めるもの
	児童手当関係情報であって規則で定めるもの
	失業等給付関係情報であって規則で定めるもの
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等

	支援給付等関係情報であ って規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報 であって規則で定めるも の
	厚生年金保険制度及び農 林漁業団体職員共済組合 制度の統合を図るための 農林漁業団体職員共済組 合法等を廃止する等の法 律（平成13年法律第 101号）による年金で ある給付であって規則で 定めるもの
	特定障害者に対する特別 障害給付金の支給に関す る法律（平成16年法律 第166号）による特別 障害給付金の支給に関す る情報であって規則で定 めるもの
	障害者自立支援給付関係 情報であって規則で定め るもの
	職業訓練受講給付金関係 情報であって規則で定め るもの
	難病の患者に対する医療 等に関する法律（平成 26年法律第50号）に

		<p>よる特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
2 市長	<p>子どもの医療費の助成に関する条例（昭和45年千葉市条例第36号）による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
3 市長	<p>心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年千葉市条例第29号）による心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
4 市長	<p>母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和55年千葉市条例第12号）による母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>

	る事務であって規則で定めるもの	
5 市長	精神障害者の入院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	在宅の重度心身障害者に対するおむつの給付に関する事務（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業として行う日常生活用具費の支給に関する事務を除く。）であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業として行う日常生活用具費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって

	もの	規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
8 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	地方税関係情報であって教育委員会規則で定めるもの
		住民票関係情報であって教育委員会規則で定めるもの
9 教育委員会	要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	地方税関係情報であって教育委員会規則で定めるもの
10 市長	ぜんそく等の小児指定疾病の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
11 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による共同生活援助を行う住居における居住に要した費用の一部を助成	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則

	する事務であって規則で定めるもの	で定めるもの
12 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業として行う地域生活支援給付サービスの給付に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	軽度・中等度難聴児に対する補聴器の購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議 案 説 明

独自利用事務及び同事務における特定個人情報の利用範囲を定めるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものがあります。

議案第 35 号

千葉市国民健康保険条例の一部改正について

千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

千葉市国民健康保険条例（昭和 61 年千葉市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条中「第 4 条第 2 項第 7 号」を「第 4 条第 2 項第 6 号」に改める。

第 17 条の 10 中「第 4 条第 3 項第 7 号」を「第 4 条第 3 項第 6 号」に改める。

第 26 条第 1 項中「第 4 条第 2 項第 7 号」を「第 4 条第 2 項第 6 号」に改め、同項第 2 号中「260,000 円」を「265,000 円」に改め、同項第 3 号中「470,000 円」を「480,000 円」に改め、同条第 3 項中「第 4 条第 2 項第 7 号」を「第 4 条第 2 項第 6 号」に、「第 4 条第 3 項第 7 号」を「第 4 条第 3 項第 6 号」に改め、同条第 4 項中「第 4 条第 2 項第 7 号」を「第 4 条第 2 項第 6 号」に改める。

附則第 12 項中「第 4 条第 2 項第 7 号」を「第 4 条第 2 項第 6 号」に改める。

附則第 13 項中「第 4 条第 2 項第 7 号」を「第 4 条第 2 項第 6 号」に、「第 4 条第 3 項第 7 号」を「第 4 条第 3 項第 6 号」に改める。

附則第 14 項中「第 4 条第 2 項第 7 号」を「第 4 条第 2 項第 6 号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条及び第 17 条の 10 の改正規定、第 26 条第 1 項の改正規定（「第 4 条第 2 項第 7 号」を「第 4 条第 2 項第 6 号」に改める部分に限る。）並びに同条第 3 項及び第 4 項並びに附則第 12 項から第 14 項までの

改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の第26条第1項第2号及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度に係る保険料について適用し、平成27年度以前の年度に係る保険料については、なお従前の例による。

~~~~~

### 議 案 説 明

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に対する保険料軽減措置を拡大するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第36号

千葉県障害者施策推進協議会条例の一部改正について

千葉県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年2月22日提出

千葉市長 熊谷俊人

### 千葉県条例第 号

千葉県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

千葉県障害者施策推進協議会条例（平成4年千葉県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

（関係者の出席等）

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（部会）

第8条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の障害者差別解消支援地域協議会として、協議会に障害者差別解消支援部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、会長が指名する委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員の互選により定める。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 前3条の規定は、部会について準用する。この場合において、第5条第1項中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「協議会」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、同条第3項、第6条第1項及び前条中「協議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。
- 8 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の

議決とすることができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定に伴い、障害者施策推進協議会に、新たに障害者差別解消支援部会を設けるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 37 号

千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年千葉県条例第 68 号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第 150 条」を「—150 条」に、「・第 160 条」を「—第 160 条」に改める。

第 96 条中「第 110 条第 1 号において」を「以下」に改め、同条第 1 号中「をいう。）」を「をいう。以下同じ。）」に、「指定通所支援等基準条例第 60 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援」を「第 149 条の 2 の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなすことができる通いサービス若しくは第 159 条の 2 の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなすことができる通いサービス又は指定通所支援等基準条例第 60 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援」に改め、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第 34 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成 15 年厚生労働省令第 132 号。以下「特区省令」という。)

第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「指定通所支援等基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援」を「第149条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなすことができる通いサービス若しくは第159条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなすことができる通いサービス又は指定通所支援等基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援」に改め、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「以下」の次に「この号において」を加え、同条第3号中「いう。」の次に「以下同じ。」を加え、同条第4号中「及びこの条」を「並びにこの条」に、「指定通所支援等基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援」を「第149条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなすことができる通いサービス若しくは第159条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなすことができる通いサービス又は指定通所支援等基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援」に改め、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

第110条第1号中「指定通所支援等基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援」を「第149条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなすことができる通いサービス若しくは第159条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなすことができる通いサービス又は指定通所支援等基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援」に改め、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「通いサービスの利用定員」の次に「（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第96条の規定により基準該当生活介護とみなすことができる通いサービス、第149条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなすことができる通いサービス若しくは第159条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなすことができる通いサービス又は指定通所支援等基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援

とみなすことができる通いサービス若しくは指定通所支援等基準条例第80条において準用する指定通所支援等基準条例第60条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなすことができる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)」を加える。

第149条の次に次の1条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第149条の2 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(機能訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(機能訓練)事業所とみなすことができる。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなすことができる通いサービス、第96条の規定により基準該当生活介護とみなすことができる通いサービス若しくは第159条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなすことができる通いサービス又は指定通所支援等基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなすことができる通いサービス若しくは指定通所支援等基準条例第80条において準用する指定通所支援等基準条例第60条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなすことができる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、

18人)以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなすことができる通いサービス、第96条の規定により基準該当生活介護とみなすことができる通いサービス若しくは第159条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなすことができる通いサービス又は指定通所支援等基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなすことができる通いサービス若しくは指定通所支援等基準条例第80条において準用する指定通所支援等基準条例第60条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなすことができる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなすことができる通いサービス、第96条の規定により基準該当生活介護とみなすことができる通いサービス若しくは第159条の2の規定により基準該当

自立訓練（生活訓練）とみなすことができる通いサービス又は指定通所支援等基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなすことができる通いサービス若しくは指定通所支援等基準条例第80条において準用する指定通所支援等基準条例第60条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなすことができる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第82条又は第191条に規定する基準を満たしていること。

- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなすことができる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第159条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第159条の2 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなすことができる。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなすことができる通いサービス、第96条の規定により基準該当生活介護とみなすことができる通いサービス若しくは第149条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなすことができる通いサービス又は指定通所支援等基準条例第60条の2の規定により基準該当児

童発達支援とみなすことができる通いサービス若しくは指定通所支援等基準条例第80条において準用する指定通所支援等基準条例第60条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなすことができる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなすことができる通いサービス、第96条の規定により基準該当生活介護とみなすことができる通いサービス若しくは第149条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなすことができる通いサービス又は指定通所支援等基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなすことができる通いサービス若しくは指定通所支援等基準条例第80条において準用する指定通所支援等基準条例第60条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなすことができる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、

機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなすことができる通いサービス、第96条の規定により基準該当生活介護とみなすことができる通いサービス若しくは第149条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなすことができる通いサービス又は指定通所支援等基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなすことができる通いサービス若しくは指定通所支援等基準条例第80条において準用する指定通所支援等基準条例第60条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなすことができる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第82条又は第191条に規定する基準を満たしていること。

(5) この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなすことができる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第74号）の一部を次のように改正する。

第60条の2第1号中「この条の規定により基準該当児童発達支援」を「指定障害福祉サービス等基準条例第149条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなすことができる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第159条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなすことができる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援」に改め、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に

係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「この条の規定により基準該当児童発達支援」を「指定障害福祉サービス等基準条例第149条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなすことができる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第159条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなすことができる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援」に改め、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第4号中「利用者数及び」を「利用者数並びに」に、「この条の規定により基準該当児童発達支援」を「指定障害福祉サービス等基準条例第149条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなすことができる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第159条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなすことができる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援」に改め、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議 案 説 明

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、小規模多機能型居宅介護事業所等が障害者に提供する通いサービスを基準該当自立訓練とみなすこととするほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第38号

千葉県火災予防条例の一部改正について

千葉県火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年2月22日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県火災予防条例の一部を改正する条例

千葉県火災予防条例（昭和37年千葉県条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1

種類			入力	離隔距離 (cm)				備考			
				上方	側方	前方	後方				
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200				
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150				
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100				
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200				
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100				
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50				
	ふろがま	気体燃料 不燃以外	半密閉式	浴室 内設置	外がまでバーナー取出口のないもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下）	—		15 注	15	15
					内がま	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下）	—		—	60	—
			浴室外 設置	外がまでバーナー取出口のないもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	15		15	15	
外がまでバーナー取出口のあるもの				21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	15	60	15			
内がま				21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	15	60	—			
密閉式				21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	2 注	2	2			
屋外用			21kW以下（ふろ用以外	—	60	15	15	15			

					のバーナーをもつもの にあつては当該バーナ ーが70kW以下であつ て、かつ、ふろ用バー ナーが21kW以下)						
	不燃	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取出口 のないもの	21kW以下（ふろ用以外 のバーナーをもつもの にあつては42kW以下)	—	4.5 注	—	4.5		
				内がま	21kW以下（ふろ用以外 のバーナーをもつもの にあつては42kW以下)	—	—	—	—		
			浴室外設置	外がまでバーナー取出口 のないもの	21kW以下（ふろ用以外 のバーナーをもつもの にあつては当該バーナ ーが70kW以下であつ て、かつ、ふろ用バー ナーが21kW以下)	—	4.5	—	4.5		
				外がまでバーナー取出口 のあるもの	21kW以下（ふろ用以外 のバーナーをもつもの にあつては当該バーナ ーが70kW以下であつ て、かつ、ふろ用バー ナーが21kW以下)	—	4.5	—	4.5		
				内がま	21kW以下（ふろ用以外 のバーナーをもつもの にあつては当該バーナ ーが70kW以下であつ て、かつ、ふろ用バー ナーが21kW以下)	—	—	—	—		
		密閉式			21kW以下（ふろ用以外 のバーナーをもつもの にあつては当該バーナ ーが70kW以下であつ て、かつ、ふろ用バー ナーが21kW以下)	—	2 注	—	2		
		屋外用			21kW以下（ふろ用以外 のバーナーをもつもの にあつては当該バーナ ーが70kW以下であつ て、かつ、ふろ用バー ナーが21kW以下)	30	4.5	—	4.5		
	液体燃料	不燃以外			39kW以下	60	15	15	15		
		不燃			39kW以下	50	5	—	5		
		上記に分類されないもの			—	60	15	60	15		
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠蔽	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5	
	液体燃料	不燃以外	半密閉式		強制対流型	温風を前方向に 吹き出すもの	26kW以下	100	15	150	15
						26kWを超え70kW以下	100	15	100	15	
						温風を全周方向 に吹き出すもの	26kW以下	100	150	150	150
					強制排気型	26kW以下	60	10	100	10	
			密閉式		強制給排気型	26kW以下	60	10	100	10	
	不燃	半密閉式		強制対流型	強制対流型	温風を前方向に 吹き出すもの	70kW以下	80	5	—	5
						温風を全周方向 に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—	150
					強制排気型	26kW以下	50	5	—	5	
			密閉式		強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5	
		上記に分類されないもの			—	100	60	60	60		
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式		組込型こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付こん ろ、キャビネット型こん ろ・グリル付こんろ・グ リドル付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	
					据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注	
	不燃	開放式			組込型こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付こん ろ、キャビネット型こん ろ・グリル付こんろ・グ	14kW以下	80	0	—	0	

注1：風道を使用するものにあつては15cmとする。
注2：ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。

注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

					リドル付こんろ										
					据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0					
				上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200					
					使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100					
					使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50					
ボイラー	気体燃料	不燃	開放式	フードを付けない場合		7kW以下	40	4.5	4.5	4.5					
				フードを付ける場合		7kW以下	15	4.5	4.5	4.5					
			半密閉式		12kWを超え42kW以下		—	15	15	15					
					12kW以下		—	4.5	4.5	4.5	4.5				
			密閉式		42kW以下		4.5	4.5	4.5	4.5					
			屋外用		フードを付けない場合		42kW以下	60	15	15	15				
				フードを付ける場合		42kW以下	15	15	15	15					
		不燃	開放式	フードを付けない場合		7kW以下	30	4.5	—	4.5					
				フードを付ける場合		7kW以下	10	4.5	—	4.5					
			半密閉式		42kW以下		—	4.5	—	4.5					
			密閉式		42kW以下		4.5	4.5	—	4.5					
			屋外用		フードを付けない場合		42kW以下	30	4.5	—	4.5				
			フードを付ける場合		42kW以下	10	4.5	—	4.5						
	液体燃料	不燃	12kWを超え70kW以下		60	15	15	15							
			12kW以下		40	4.5	15	4.5							
		不燃	12kWを超え70kW以下		50	5	—	5							
			12kW以下		20	1.5	—	1.5							
	上記に分類されないもの					23kWを超える	120	45	150	45					
					23kW以下	120	30	100	30						
ストーブ	気体燃料	不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	30	60	100	4.5		注：熱対流方向が一方に集中する場合には60cmとする。			
				バーナーが隠蔽	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5	4.5					
		不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	15	15	80	4.5					
				バーナーが隠蔽	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5	4.5					
	液体燃料	不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100	100					
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	150	15	100	15					
		不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—	100					
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	120	5	—	5					
	上記に分類されないもの					—	150	100	150	100					
	乾燥設備	気体燃料	不燃	開放式	衣類乾燥機		5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5				
衣類乾燥機					5.8kW以下	15	4.5	—	4.5						
上記に分類されないもの				内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50						
				内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30						
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合		7kW以下	40	4.5	4.5	4.5				
					フードを付ける場合		7kW以下	15	4.5	4.5	4.5				
					瞬間型	フードを付けない場合		12kW以下	40	4.5	4.5	4.5			
						フードを付ける場合		12kW以下	15	4.5	4.5	4.5			
				半密閉式		12kW以下		—	4.5	4.5	4.5	4.5			
				密閉式	常圧貯蔵型		12kW以下		4.5	4.5	4.5	4.5			
					瞬間型	調理台型		12kW以下		—	0	—	0		
						壁掛け型、据置型		12kW以下		4.5	4.5	4.5	4.5		
			屋外用		フードを付けない場合		12kW以下	60	15	15	15				
					フードを付ける場合		12kW以下	15	15	15	15				
			不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合		7kW以下	30	4.5	—	4.5			
						フードを付ける場合		7kW以下	10	4.5	—	4.5			
					瞬間型	フードを付けない場合		12kW以下	30	4.5	—	4.5			
						フードを付ける場合		12kW以下	10	4.5	—	4.5			
				半密閉式		12kW以下		—	4.5	—	4.5				

給湯 湯沸 設備	液体 燃料	不燃 以外	密閉式	常圧貯蔵型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5	注1：熱対 流方向が 一方向に 集中する 場合に あつては60 cmとす る。 注2：方向 性を有す るもの にあつては 100cmと する。		
				瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—		0	
			屋外用	壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5			
				フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5			
	液体 燃料	不燃 以外	密閉式	常圧貯蔵型	12kW以下	40	4.5	15	4.5			
				瞬間型	12kW以下	20	1.5	—	1.5			
	給湯 湯沸 設備	気体 燃料	不燃 以外	半密閉 式	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	—	15	15		15	
					瞬間型	12kWを超え70kW以下	—	15	15		15	
				密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	4.5		4.5	
					瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0		—	0
				屋外用	常圧貯 蔵型	壁掛け型、据置型	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5		4.5	4.5
						フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	60	15		15	15
				瞬間型	フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	15	15	15		15	
					フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	60	15	15		15	
瞬間型				フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	15	15	15	15			
				フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15			
液体 燃料				不燃 以外	半密閉 式	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5	
						瞬間型	12kWを超え70kW以下	—	4.5	—	4.5	
密閉式				常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	—	4.5			
				瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0		
屋外用	常圧貯 蔵型	壁掛け型、据置型	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	—	4.5					
		フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	30	4.5	—	4.5					
瞬間型	フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	10	4.5	—	4.5						
	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	30	4.5	—	4.5						
瞬間型	フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	10	4.5	—	4.5						
	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	30	4.5	—	4.5						
液体 燃料	不燃 以外	密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	60	15	15	15				
			瞬間型	12kWを超え70kW以下	50	5	—	5				
上記に分類されないもの					—	60	15	60	15			
移動 式ス ト ー プ	気体 燃料	不燃 以外	開放式	バーナ ーが露 出	前方放射型	7kW以下	100	30	100	4.5		
					全周放射型	7kW以下	100	100	100	100		
				バーナ ーが隠 蔽	自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5	4.5		
					強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
			開放式	バーナ ーが露 出	前方放射型	7kW以下	80	15	80	4.5		
					全周放射型	7kW以下	80	80	80	80		
				バーナ ーが隠 蔽	自然対流型	7kW以下	80	4.5	4.5	4.5		
					強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
	液体 燃料	不燃 以外	開放式	放射型	放射型	7kW以下	100	50	100	20		
					自然対流型	7kWを超え12kW以下	150	100	100	100		
				強制対 流型	温風を前方向に 吹き出すもの	7kW以下	100	50	50	50		
						7kWを超え12kW以下	100	150	150	150		
					温風を全周方向 に吹き出すもの	7kW以下	100	100	100	100		
						7kWを超え12kW以下	80	30	—	5		
開放式	放射型	放射型	7kW以下	80	30	—	5					
		自然対流型	7kWを超え12kW以下	120	100	—	100					
強制対 流型	温風を前方向に 吹き出すもの	7kW以下	80	30	—	30						
		温風を全周方向 に吹き出すもの	12kW以下	80	5	—	5					
強制対 流型	温風を前方向に 吹き出すもの	7kWを超え12kW以下	80	150	—	150						
		温風を全周方向 に吹き出すもの	7kW以下	80	100	—	100					
固体燃料					—	100	50	50	50			
調理 器具	気体 燃料	不燃 以外	開放式	バーナ ーが露 出	卓上型こんろ（1 口）	5.8kW以下	100	15	15	15		
					卓上型こんろ（2 口以上）・グリ ル付こんろ・グ リドル付こんろ	14kW以下	100	15	15	15		
				バーナ ーが隠 蔽	加熱部 が開放	卓上型グリル	7kW以下	100	15	15	15	
					加熱部 が隠蔽	卓上型オープン ・グリル（フ ードを付けない 場合）	7kW以下	50	4.5	4.5	4.5	
卓上型オープン ・グリル（フ ードを付ける 場合）	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5							

				炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7kW以下	30	10	10	10	
				圧力調理器（内容積10リットル以下）	—	30	10	10	10	
	不燃	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ（1口）	5.8kW以下	80	0	—	0	
				卓上型こんろ（2口以上）・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
			バーナーが隠蔽	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	80	0	—	0
				加熱部が隠蔽	卓上型オープン・グリル（フードを付けない場合）	7kW以下	30	4.5	—	4.5
					卓上型オープン・グリル（フードを付ける場合）	7kW以下	10	4.5	—	4.5
				炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7kW以下	15	4.5	—	4.5	
				圧力調理器（内容積10リットル以下）	—	15	4.5	—	4.5	
移動式こんろ	液体燃料	不燃以外			6kW以下	100	15	15	15	
		不燃			6kW以下	80	0	—	0	
	固体燃料				—	100	30	30	30	
電気温風機	電気	不燃以外			2kW以下	4.5注	4.5注	4.5注	4.5注	注：温風の吹出方向にあっては60cmとする。
		不燃			2kW以下	0注	0注	—注	0注	
電気調理用機器	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下（1口当たり2kWを超え3kW以下）	100 — —	2 20注1 10注2	2 — —	2 20注1 10注2	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離）を示す。
					4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	100 — —	2 15注1 10注2	2 — —	2 15注1 10注2	注2：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離）を示す。
					4.8kW以下（1口当たり1kW以下）	100 —	2 10注1 2注2	2 — —	2 10注1 2注2	
				こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）	100 —	2 10注2	2 —	2 10注2	
	不燃		電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下（1口当たり3kW以下）	80 —	0 0注1 0注2	— — —	0 0注1 0注2	
				こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）	80 —	0 0注2	— —	0 0注2	
電気天火	電気	不燃以外			2kW以下	10	4.5注	4.5注	4.5注	注：排気口面にあつては10cmとする。
		不燃			2kW以下	10	4.5注	—注	4.5注	
電子レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの		2kW以下	10	4.5注	4.5注	4.5注	注：排気口面にあつては10cmとする。
		不燃	電熱装置を有するもの		2kW以下	10	4.5注	—注	4.5注	

						注		注	とする。
電気 ストーブ	電気	不燃以外	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	100	30	100	4.5	
			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	100	100	100	100	
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	100	4.5	4.5	4.5	
	不燃	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	80	15	—	4.5		
		全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	80	80	—	80		
		自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	80	0	—	0		
電気 乾燥器	電気	不燃以外	食器乾燥器	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		不燃	食器乾燥器	1kW以下	0	0	—	0	
電気 乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあっては0cmとする。 注2：排気口面にあっては4.5cmとする。
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	
電気 温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0	
備考									
1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。									

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議 案 説 明

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、ガスグリドル付こんろ等に係る離隔距離を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 39 号

千葉県消防関係手数料条例の一部改正について

千葉県消防関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

千葉市長 熊谷 俊人

千葉県条例第 号

千葉県消防関係手数料条例の一部を改正する条例

千葉県消防関係手数料条例（平成 12 年千葉県条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次のただし書を加える。

ただし、納入通知書により徴収する場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

議案説明

納入通知書により手数料を徴収する場合の徴収時期を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 40 号

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

千葉市長 熊谷 俊人

千葉県条例第 号

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

千葉県病院事業の設置等に関する条例（昭和 43 年千葉県条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表千葉県立海浜病院の項中「糖尿病・代謝内科」を「糖尿病・代謝内科 内分泌内科」に、「整形外科」を「整形外科 形成外科」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

海浜病院の診療科目を追加するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 4 1 号

千葉市区の設置等に関する条例の一部改正について

千葉市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉市条例第 号

千葉市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

千葉市区の設置等に関する条例（平成 3 年千葉市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び所管区域」を「、所管区域及び分掌する事務」に改める。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（事務分掌）

第 4 条 区の事務所が分掌する事務は、次のとおりとする。

- （1）区の活性化及び区における課題の解決に関する事項
- （2）区民に身近な行政サービスに関する事項

2 前項に定めるもののほか、区の事務所が分掌する事務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

地方自治法の一部改正に伴い、区の事務所が分掌する事務を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第42号

千葉県暴力団排除条例の一部改正について

千葉県暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年2月22日提出

千葉市長 熊谷俊人

### 千葉県条例第 号

千葉県暴力団排除条例の一部を改正する条例

千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「同条第11項」の次に「に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項」を加え、「日出時」を「午前6時」に、「第2条第11項第1号」を「第2条第13項第1号」に、「又は同項第2号」を「、同項第2号」に改め、「店舗型性風俗特殊営業」の次に「又は同項第3号に掲げる特定遊興飲食店営業」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 4 3 号

千葉県消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

千葉県消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉県条例第 号

千葉県消費生活センターの組織及び運営等に関する条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、消費者安全法（平成 2 1 年法律第 5 0 号。以下「法」という。）第 1 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千葉県消費生活センター	千葉市中央区弁天 1 丁目 2 5 番 1 号

(消費生活相談の事務を行う日及び時間)

第 3 条 法第 8 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事務を行う日及び時間は、規則で定める。

(所長その他職員)

第 4 条 消費生活センターに所長その他必要な職員を置く。

(試験に合格した消費生活相談員の配置)

第 5 条 消費生活センターに、法第 1 0 条の 3 第 1 項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 2 6 年法律第 7 1 号）附則第 3 条第 1 項又は第 2 項の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置く。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第 6 条 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及

び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果、適当と認めるときは同一の者を再度任用することができることとする。その他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずることとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第7条 市長は、消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第8条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営等に関する事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。



## 議案第 4 4 号

千葉市が千葉県信用保証協会に対し交付する損失てん補金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の制定について  
千葉市が千葉県信用保証協会に対し交付する損失てん補金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

## 千葉市条例第 号

千葉市が千葉県信用保証協会に対し交付する損失てん補金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、千葉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が中小企業者に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生じる市に納付すべき納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者の事業の再生の促進を図り、もって地域経済の振興に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和 2 5 年法律第 2 6 4 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる者であって、市内に店舗、事務所、工場、事業所等を有するものをいう。
- (2) 求償権 保証協会が、信用保証協会法（昭和 2 8 年法律第 1 9 6 号）第 8 条第 1 項に規定する業務方法書に従い中小企業者に対する融資に係る債務の保証をした場合において、当該保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより取得する中小企業者に対する債権をいう。
- (3) 求償権の放棄等 保証協会が求償権を放棄すること、又は求償権をその金額に満たない額で第三者に譲渡することをいう。
- (4) 損失てん補契約 市と保証協会との間の契約であって、保証協会

が保証債務を履行した際に生じた損失に対して市が損失てん補金を交付することを定めたものをいう。

- (5) 回収納付金 保証協会が、損失てん補契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することによって回収金を取得した場合において、当該回収金のうち市に納付しなければならないものをいう。

(回収納付金を受け取る権利の放棄)

第3条 保証協会は、損失てん補契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等を行おうとする場合には、あらかじめ、市長に申し出なければならない。

2 前項の規定による申出があった場合において、市長は、当該申出に係る求償権の放棄等が、次に掲げる計画のいずれかに基づくものであって、かつ、当該申出に係る求償権の債務者である中小企業者の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。

- (1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が同条第5項の規定により決定した事項等に従い同法第127条第2項に規定する認定支援機関が行う同項第1号に規定する指導又は助言に基づき策定された再生に関する計画
- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下この号において「中小機構」という。）が産業競争力強化法第133条第1号の規定により出資を行った投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいう。）の支援に基づき策定された再生に関する計画又は産業競争力強化法第133条第2号の規定により中小機構が行う同法第127条第2項第1号に規定する指導若しくは助言に基づき策定された再生に関する計画
- (3) 株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項の規定により再生支援決定を行った事業者に係る再生に関する計画
- (4) 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の事業の再生を図るため

の計画であって規則で定めるもの

(意見聴取)

第4条 市長は、前条第2項の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄しようとするときは、あらかじめ、中小企業者の事業の再生について専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

(報告)

第5条 市長は、第3条第2項の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、議会に報告しなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

千葉県信用保証協会に対する回収納付金を受け取る権利を放棄することができることとするため、条例を制定しようとするものであります。

議案第45号

千葉市土の採取計画の認可に関する条例の制定について
千葉市土の採取計画の認可に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年2月22日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市土の採取計画の認可に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、土採取業について、土の採取に係る計画（以下「採取計画」という。）の認可を行うことにより、土の採取に伴う災害を防止し、もって市民の福祉の維持及び増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「土の採取」とは、埋土又は盛土の用に供される土を採取することを主な目的として土地を掘削することであって、当該土の搬出を伴うものをいう。

2 この条例において「土採取業」とは、業として土の採取を行うことをいう。

3 この条例において「土採取業者」とは、千葉県土採取条例（昭和49年千葉県条例第1号）第2条の2の登録を受けた者をいう。

(採取計画の認可等)

第3条 土採取業者は、土の採取を行おうとするときは、当該土の採取に係る土採取場ごとに採取計画を定め、市長の認可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として土の採取を行う場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該土採取業者は、当該非常災害がやんだ後、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(採取計画に定めるべき事項)

第4条 前条第1項本文の採取計画には、次の事項を定めなければならない。

- (1) 土採取場の区域
- (2) 採取する土の数量及びその採取の期間
- (3) 土の採取の方法及び土の採取のための設備その他の施設に関する事項
- (4) 土の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
(認可の申請)

第5条 第3条第1項本文の認可を受けようとする土採取業者は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 千葉県土採取条例第2条の2の登録の年月日及び登録番号（同条例第2条の4第1項の登録番号をいう。第14条において同じ。）
- (3) 採取計画

2 前項の申請書には、土採取場及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(認可の基準)

第6条 市長は、第3条第1項本文の認可の申請があった場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行う土の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同項本文の認可をしてはならない。

(変更の認可等)

第7条 第3条第1項本文の認可を受けた土採取業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、市長の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第3条第1項本文の認可を受けた土採取業者は、前項ただし書の軽微な変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第3条第1項本文の認可を受けた土採取業者は、第5条第1項第1号又は第2号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前条の規定は、第1項本文の規定による変更の認可について準用する。

(認可の条件)

第8条 第3条第1項本文の認可（前条第1項本文の規定による変更の認可を含む。）には、条件を付することができる。

2 前項の条件は、認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(遵守義務)

第9条 第3条第1項本文の認可を受けた土採取業者は、当該認可に係る採取計画（第7条第1項本文の規定による変更の認可又は同条第2項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。次条において「認可採取計画」という。）に従って土の採取を行わなければならない。

(認可採取計画の変更命令)

第10条 市長は、認可採取計画に基づいて行われている土の採取が第6条に規定する基準に該当することとなり、又は該当することとなるおそれがあると認めるときは、その認可を受けた土採取業者に対し、期限を定めて、当該認可採取計画を変更すべきことを命ずることができる。

(緊急措置命令等)

第11条 市長は、土の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、採取計画の認可を受けた土採取業者に対し、期限を定めて、土の採取に伴う災害の防止のため必要な措置を執るべきこと、又は土の採取を停止すべきことを命ずることができる。

2 市長は、土の採取に伴う災害の防止のため必要があると認めるときは、第3条第2項の規定による届出をした土採取業者に対し、期限を定めて、土の採取に伴う災害の防止のため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 市長は、第3条第1項本文若しくは第2項又は第9条の規定に違反した土採取業者に対し、期限を定めて、採取跡の埋戻しその他土の採

取に伴う災害の防止のため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(完了及び廃止の届出等)

第12条 第3条第1項本文の認可を受けた土採取業者は、当該認可に係る土の採取を完了し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第3条第1項本文の認可を受けた土採取業者が当該認可に係る土の採取を廃止したときは、当該認可は、その効力を失う。

(認可の取消し等)

第13条 市長は、第3条第1項本文の認可を受けた土採取業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認可を取り消すものとする。

(1) 千葉県土採取条例第2条の10第1項の規定により千葉県知事が土採取業者の登録を取り消したとき。

(2) 千葉県土採取条例第2条の11の規定により千葉県知事が土採取業者の登録を削除したとき。

2 市長は、第3条第1項本文の認可を受けた土採取業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその認可に係る土の採取の停止を命ずることができる。

(1) 第8条第1項の規定により付した条件に違反したとき。

(2) 第9条の規定に違反したとき。

(3) 第10条又は第11条第1項の規定による命令に違反したとき。

(4) 不正の手段により第3条第1項本文の認可を受けたとき。

(5) 千葉県土採取条例第2条の10第1項の規定により千葉県知事が土採取業者にその事業の全部又は一部の停止を命じたとき。

(標識の掲示)

第14条 第3条第1項本文の認可を受けた土採取業者は、当該認可に係る土採取場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(報告の徴収)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土採取業者

に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査等)

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土採取業者の事務所、土採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、当該土採取業者の業務に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。

(千葉県知事への通報)

第17条 市長は、市の区域において土採取業者が第3条第1項本文若しくは第2項の規定に違反していると認めたとき、又は第13条の規定により認可を取り消したときは、その旨を千葉県知事に通報しなければならない。

(聴聞の特例)

第18条 市長は、第13条第2項の規定による命令をしようとするときは、千葉市行政手続条例(平成7年千葉市条例第40号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第13条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞を主宰する者は、千葉市行政手続条例第17条第1項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(手数料)

第19条 第3条第1項本文の認可(第7条第1項本文の規定による変更の認可を含む。)を受けようとする者は、千葉市証明等手数料条例(昭和22年千葉市条例第15号)に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(国等に対する適用)

第20条 この条例の規定は、前条及び第23条から第25条までの規

定を除き、国及び地方公共団体に適用があるものとする。この場合において、国又は地方公共団体と市長との協議が成立することをもって、第3条第1項本文の認可又は第7条第1項本文の規定による変更の認可があったものとみなす。

(協力の要請)

第21条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、協力を求めることができる。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項本文又は第9条の規定に違反して土の採取を行った者

(2) 第11条第1項、第2項若しくは第3項又は第13条第2項の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第16条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条各項の罰金刑を科する。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

(1) 第3条第2項、第7条第3項又は第12条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第14条の規定に違反した者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。ただし、次項及び附則第5項の規定は、同年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行おうとする土の採取に係る第5条第1項の規定による第3条第1項本文の認可の申請及び第7条第1項本文に規定する採取計画の変更の認可の申請並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、第5条第1項、第7条第1項本文及び第19条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に千葉県土採取条例の規定により千葉県知事その他の機関が行った認可、命令その他の行為又はこれらの機関に対して行われた申請その他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日前に千葉県土採取条例の規定により千葉県知事その他の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これらをこの条例の相当規定により市長に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この条例の相当規定を適用する。

(千葉市証明等手数料条例の一部改正)

- 5 千葉市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条中第35号を第37号とし、第31号から第34号までを2号ずつ繰り下げ、第30号の次に次の2号を加える。

- (31) 千葉市土の採取計画の認可に関する条例（平成28年千葉市条例第 号）第3条第1項本文の規定による土の採取計画の認可の申請に対する審査 1件につき 37,000円
- (32) 千葉市土の採取計画の認可に関する条例第7条第1項本文の規定による土の採取計画の変更の認可の申請に対する審査 1件に

つき 17,000円

(千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正)

- 6 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年千葉県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「昭和49年千葉県条例第1号）」の次に「、千葉県土の採取計画の認可に関する条例（平成28年千葉県条例第 号）」を加える。

第14条第2号中「千葉県土採取条例）」の次に「、千葉県土の採取計画の認可に関する条例）」を加える。

~~~~~

## 議 案 説 明

土の採取を行おうとするときは、土の採取計画に係る市長の認可を要することとするほか、認可手続等について定めるため、条例を制定しようとするものであります。

議案第46号

千葉県農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

千葉県農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年2月22日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、千葉県農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 委員の定数は、17人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 農地利用最適化推進委員の定数は、23人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(千葉県農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の廃止)

2 千葉県農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例（平成4年千葉県条例第55号）は、廃止する。

(千葉県農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 農業委員会の委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任する間は、農業委員会の選挙による委員の定数、選挙区の設置、各選挙区において選挙すべき委員の定数及び部会を構成

する委員の定数については、なお従前の例による。

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年千葉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中農業委員会の部会長の項を削る。

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 農業委員会の委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任する間は、同項の規定により在任する農業委員会の委員であつて部会長であるものに対する報酬については、なお従前の例による。

~~~~~

議案説明

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

議案第 47 号

千葉県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁
量型認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について

千葉県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型
認定こども園の認定の要件を定める条例を次のとおり制定するものとす
る。

平成 28 年 2 月 22 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁
量型認定こども園の認定の要件を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な
提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」とい
う。）第 3 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、認定こども園の認定
の要件を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「認定こども園」とは、次の各号のいずれか
に該当するものをいう。

(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第
25 条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程そ
の他の教育内容に関する事項をいう。第 8 条第 1 項において同
じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当
該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を
必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びそ
の附属設備が一体的に設置されている施設（以下このイにおいて
「一体的設置施設」という。）であって、次のいずれかに該当す
るもの

(ア) 一体的設置施設を構成する保育機能施設において、満 3 歳以

上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該一体的設置施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの

(イ) 一体的設置施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該一体的設置施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの

(2) 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（本市における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして相当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所

(3) 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設

2 この条例において「園児」とは、認定こども園に在籍する子どもをいう。

（職員の配置）

第3条 認定こども園には、満1歳未満の園児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の園児おおむね5人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の園児おおむね30人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。

2 満3歳以上の園児であって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（次条第4項において「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の園児について学級を編制し、各学級に当該学級を担当する職員（次条第3項において「学級

担任」という。)を少なくとも1人置かなければならない。この場合において、1学級の園児の数は35人以下(満4歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある園児の学級にあっては、30人以下)を原則とする。

- 3 認定こども園は、多様な機能を一体的に提供するため、1人の認定こども園の長(以下「園長」という。)を置き、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。
- 4 認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第20条第1項において読み替えて準用する千葉県児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第86号)第45条の規定により、調理業務の全部を委託する認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。
- 5 認定こども園には、嘱託医その他市長が特に必要があると認める者を置かなければならない。

(職員の資格)

第4条 前条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳未満の園児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。

- 2 前条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の園児の教育及び保育に従事する者は、幼稚園教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状のうち幼稚園の教諭に係るものをいう。以下同じ。)及び保育士の資格を併せ有する者でなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者とすることができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園教諭の普通免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園教諭の普通免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士の資格を有する者であり、かつ、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められる者であって、幼稚園教諭の普通免許状の取得に向け

た努力を行っているものを学級担任とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、満3歳以上の園児のうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、幼稚園教諭の普通免許状を有する者であり、かつ、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められる者であって、保育士の資格の取得に向けた努力を行っているものを教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とするすることができる。

5 園長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。

(建物等の配置)

第5条 幼稚園及び保育機能施設は、それぞれの用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内にななければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

(1) 園児に対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

(2) 園児の移動時の安全が確保されていること。

(園舎)

第6条 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の園児の保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の園児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の設備の面積及び満2歳未満の園児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の設備の面積を除く。次条第2項ただし書において同じ。）は、次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上とする。ただし、既存施設（幼稚園、保育所及び保育機能施設をいう。以下同じ。）が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、同項本文（満2歳未満の園児の保育を行う場合にあっては、同項本文及び次条第3項）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積（平方メートル）
-----	------------

1 学級	1 8 0
2 学級以上	3 2 0 + 1 0 0 × (学級数 - 2)

- 2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情があるときは、3階建以上とすることができる。
- 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第20条1項において読み替えて準用する千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第44条第7号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であつて、第20条第1項において読み替えて準用する同条例第44条第7号イからクまでに掲げる要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。
- 4 前項ただし書の規定にかかわらず、既存施設が幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合においては、園舎が建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であり、かつ、園児の待避上必要な設備を備えるときは、保育室等を2階に設けることができる。

（認定こども園に備えるべき設備）

- 第7条 認定こども園には、保育室、遊戯室、屋外遊戯場、調理室、職員室、保健室及び便所を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室は遊戯室と（認定こども園の利用定員が60人未満の場合に限る。）、職員室は保健室と、それぞれ兼用することができる。
- 2 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の園児1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の園児については、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、その園舎の面積が前条第1項本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。
 - 3 認定こども園において満2歳未満の園児の保育を行う場合には、第1項本文の規定により備えるものとされる設備に加え、乳児室又はほ

ふく室を備えなければならない。この場合において、乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満の園児1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。

4 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって第1号の基準を満たすときは第2号の基準を満たすことを要せず、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって同号の基準を満たすときは第1号の基準を満たすことを要しない。

- (1) 満2歳以上の園児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (2) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積に、満2歳以上満3歳未満の園児について前号の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

5 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園（いずれも利用定員が60人未満のものに限る。）にあつては、屋外遊戯場を次に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。

- (1) 園児が安全に利用できる場所であること。
- (2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
- (3) 園児に対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- (4) 前項に規定する屋外遊戯場の面積の基準を満たす場所であること。

6 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第20条第1項において読み替えて準用する千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第45条第1項に規定する外部搬入により行う認定こども園にあつては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該認定こども園においては、当該食事の提供について当該外部搬入によることとしてもなお当該認

定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- 7 幼稚園型認定こども園内で調理する方法により園児に対して食事の提供を行う場合であって、当該食事の提供を受ける園児の数が20人に満たないときは、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

(教育及び保育の内容)

第8条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づかなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、認定こども園における教育及び保育の提供は、園児の1日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なることその他の認定こども園に固有の事情を踏まえて市長が別に定める基準に従って行われなければならない。

(職員の資質の向上等)

第9条 認定こども園は、教育及び保育の質の確保及び向上並びに子育て支援事業（法第2条第12項に規定する子育て支援事業をいう。次条において同じ。）の充実を図るために必要なものについて市長が別に定める事項に留意して、園児の教育及び保育に従事する者の資質の向上等を図らなければならない。

(子育て支援事業)

第10条 認定こども園は、子育て支援事業のうち、当該認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、市長が別に定める

事項に留意して行わなければならない。

(教育及び保育の時間並びに開園日数及び開園時間)

第11条 認定こども園における保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、園児の保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して園長が定めなければならない。

2 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする園児に対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。

(情報開示)

第12条 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。

(公正な入園の選考)

第13条 認定こども園は、児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条の児童虐待をいう。）の防止の観点から特別の支援を要する家庭の子ども、母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項の母子家庭等をいう。）の子ども又は障害児（児童福祉法第4条第2項の障害児をいう。）その他の特別の配慮を必要とする子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。

2 認定こども園は、本市との連携を図り、前項の特別の配慮を必要とする子どもの受入に適切に配慮しなければならない。

(園児の健康及び安全の確保)

第14条 認定こども園は、耐震、防災、防犯等園児の健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。

2 認定こども園は、事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度への加入を通じて、補償の体制を整えなければならない。

(自己評価及び外部評価)

第15条 認定こども園は、自己評価、外部評価等において園児の視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の

向上に努めなければならない。

(表示)

第16条 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

(非常災害対策)

第17条 認定こども園は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。ただし、満3歳未満の園児に対する保育を行わない認定こども園については、この限りでない。

3 認定こども園は、地震その他の非常災害に備え、当該認定こども園の園児のため、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(園児及び職員の健康診断)

第18条 園長は、園児（幼稚園型認定こども園にあつては、満3歳以上の園児を除く。）に対し、入園時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 園長は、前項の規定にかかわらず、園児の入園前の健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断が園児に対する入園時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、入園時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、園長は、園児の入園前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 認定こども園の職員の健康診断に当たっては、特に園児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(学校教育法施行規則の準用)

第19条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童」とあるのは、「園児」と読み替えるものとする。

(千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)

第20条 千葉県児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第10条、第11条、第14条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項及び第3項、第44条第7号、第45条並びに第49条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条(見出しを含む。)及び同条第2項	最低基準	認定要件に定める基準
第4条第1項	最低基準	千葉県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例(平成28年千葉県条例第 号。以下「認定要件を定める条例」という。)に規定する認定こども園の認定の要件(以下「認定要件」という。)に定める基準

第5条第1項	入所者	認定要件を定める条例第2条第2項に規定する園児（以下「園児」という。）
第5条第2項及び第14条第5項	児童の	子どもの
第5条第4項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
	それぞれの施設	認定要件を定める条例第2条第1項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）
第10条（見出しを含む。）並びに第14条第2項及び第3項	入所者	園児
第10条	又は入所	又は入園
第11条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第14条第1項	入所者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第9条	認定要件を定める条例第20条第2項において読み替えて準用する第9条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等

第19条	利用者	園児
第20条第1項	援助	教育及び保育（満3歳未満の園児についてはその保育。以下同じ。）並びに子育ての支援
	入所者	園児
第20条第3項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、
第44条第7号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第44条第7号ア	準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。）	準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。）（幼稚園にあっては、耐火建築物）
第44条第7号イ及びウ	施設又は設備	設備
第44条第7号エ、オ及びク並びに第45条の見出し	保育所	認定こども園
第44条第7号カ	乳幼児	園児
第45条第1項	保育所	認定こども園
	第14条第1項	認定要件を定める条例第20条第1項において読み替えて準用する

		第14条第1項
	幼児	園児
	この条	認定要件を定める条例 第20条第1項において読み替えて準用する この条
	乳幼児	園児
第49条	保育所の長	認定こども園の長
	入所している乳幼児	園児
	保育の	教育及び保育の

2 千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条の規定は、認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条ただし書中「入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

(千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)

第21条 千葉県幼保連携型認定こどもの学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉県条例第46号）第

8条の規定は、認定こども園に準用する。

(幼稚園設置基準の準用)

第22条 幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第7条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、同条第1項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第2項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に法第3条第1項又は第3項の認定を受けている認定こども園であつて、この条例の施行の際現に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例（平成26年千葉県条例第49号）による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成18年千葉県条例第64号）別表に定める職員配置の基準に適合しているものについては、この条例の施行の日から起算して4年間は、第3条第1項に規定する職員の配置に係る要件に適合するものとみなすことができる。

(千葉県社会福祉審議会条例の一部改正)

3 千葉県社会福祉審議会条例（平成12年千葉県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「及び同法」を「、同法」に改め、「家庭的保育事業等」の次に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（同条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。）」を加える。



議 案 説 明

千葉県からの権限移譲に伴い、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

議案第 48 号

学校教育法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

学校教育法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

学校教育法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
(千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 24 年千葉市条例第 86 号)の一部を次のように改正する。

第 52 条第 2 項第 5 号、第 58 条第 9 号及び第 100 条第 8 号中
「及び第 4 項」を「、第 4 項及び第 5 項」に改め、「中学校」の次に
「、義務教育学校」を加える。

(千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正)

第 2 条 千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例(平成 26 年千葉市条例第 51 号)の一部を次のように改
正する。

第 10 条第 3 項第 4 号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加
える。

(千葉市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正)

第 3 条 千葉市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基
準を定める条例(平成 24 年千葉市条例第 74 号)の一部を次のよう
に改正する。

第 51 条第 2 項中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程を
含む。)」を加える。

(千葉市営住宅条例の一部改正)

第4条 千葉市営住宅条例(昭和36年千葉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号ア(ウ)中「小学校修了前」を「小学校又は義務教育学校の前期課程を修了する前」に改める。

第23条第1項中「次条第4号」を「次条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

~~~~~

#### 議 案 説 明

学校教育法等の一部改正に伴い、規定の整備を図るため、条例を制定しようとするものであります。

議案第49号

千葉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

千葉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年2月22日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

千葉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第87号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「30歳以上の者であって、」を削り、「もの」を「者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

議案説明

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、婦人保護施設の施設長の資格要件のうち、年齢要件を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第50号

千葉市公民館設置管理条例の一部改正について

千葉市公民館設置管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年2月22日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市公民館設置管理条例の一部を改正する条例

千葉市公民館設置管理条例（昭和44年千葉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

3 当分の間、千葉市犢橋公民館は、休止する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

~~~~~

議案説明

当分の間、犢橋公民館を休止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。



議案第 5 1 号

千葉県東日本大震災復興交付金基金条例の一部改正について  
千葉県東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉県条例第 号

千葉県東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例  
千葉県東日本大震災復興交付金基金条例（平成 2 5 年千葉県条例第  
2 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 2 8 年 3 月 3 1 日」を「平成 3 3 年 3 月 3 1 日」  
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

復興交付金事業計画の期間変更に伴い、条例の有効期間を延長する
ため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 5 2 号

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉市条例第 号

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 5 年千葉市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 幕張新都心中心地区地区整備計画区域の項中
「（9）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの

（10）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 6 項第 2 号から第 6 号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの」

「（9）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

（10）集会場（葬儀を行うものに限る。）

（11）墓地、埋葬等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 4 8 号）第 2 条第 6 項に規定する納骨堂」

（12）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 6 項第 2 号から第 6 号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの」

「（8）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項各号に掲げる店舗型性風俗特殊

営業の用に供するもの

」

「(8) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの(ゲームセンターを除く。)

(9) 集会場(葬儀を行うものに限る。)

(10) 墓地、埋葬等に関する法律第2条第6項に規定する納骨堂

(11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型風俗特殊営業の用に供するもの

」

古市場地区地区整備計画区域の項中「(昭和23年法律第48号)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

#### 議 案 説 明

幕張新都心中心地区の地区計画の変更に伴い、建築物の用途の制限を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 5 3 号

千葉県建築関係手数料条例の一部改正について

千葉県建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉県条例第 号

千葉県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

千葉県建築関係手数料条例（平成 1 2 年千葉県条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 5 4 の項第 1 号中「次号」を「第 3 号」に改め、「の場合」の次に「で、住宅を新築する場合」を加え、同項第 2 号中「前号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2）次号に規定する場合以外の場合で、住宅を増築し、又は改築する場合 次に定める額

ア 認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる基準に適合していることについて、登録住宅性能評価機関が証する書類が添付されている場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（ア）一戸建ての住宅 9, 0 0 0 円

（イ）共同住宅等 次に掲げる当該申請に係る住戸の属する建築物の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の戸数で除して得た額（その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

a 5 戸以下 1 8, 0 0 0 円

b 6 戸以上 1 0 戸以下 3 3, 0 0 0 円

c 1 1 戸以上 2 5 戸以下 4 9, 0 0 0 円

d 2 6 戸以上 5 0 戸以下 9 3, 0 0 0 円

e 5 1 戸以上 1 0 0 戸以下 1 6 2, 0 0 0 円

f 101戸以上200戸以下 273,000円

g 201戸以上300戸以下 351,000円

h 301戸以上 382,000円

イ アに規定する場合以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 66,000円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる当該申請に係る住戸の属する建築物の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

a 5戸以下 157,000円

b 6戸以上10戸以下 252,000円

c 11戸以上25戸以下 498,000円

d 26戸以上50戸以下 894,000円

e 51戸以上100戸以下 1,539,000円

f 101戸以上200戸以下 2,851,000円

g 201戸以上300戸以下 4,081,000円

h 301戸以上 4,998,000円

別表55の項第1号中「次号」を「第3号」に改め、「の場合」の次に「で、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の初めて受けた認定が住宅の新築に係るものである場合」を加え、同項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次号に規定する場合以外の場合で、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の初めて受けた認定が住宅の増築又は改築に係るものである場合 次に定める額

ア 変更の認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合していることについて、登録住宅性能評価機関が証する書類が添付されている場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 一戸建ての住宅 4, 500円
- (イ) 共同住宅等 54の項第2号ア(イ) aからhまでに掲げる当該申請に係る住戸の属する建築物の住戸の総数の区分に応じ、当該aからhまでに定める額に2分の1を乗じて得た額を同時に申請する住戸の戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

イ アに規定する場合以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 一戸建ての住宅 33, 000円
- (イ) 共同住宅等 54の項第2号イ(イ) aからhまでに掲げる当該申請に係る住戸の属する建築物の住戸の総数の区分に応じ、当該aからhまでに定める額に2分の1を乗じて得た額を同時に申請する住戸の戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

別表58の項第1号ア中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同表中備考以外の部分に次のように加える。

|                                                                          |                                |                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>61 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第29条第1項の規定に</p> | <p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p> | <p>(1) 次号に規定する場合以外の場合 次に定める額<br/>         ア 認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項に掲げる基準に適合していることについて、登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関が証する書類(建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分(以下この項から63の項までにおいて「非住宅部分」という。))に</p> |
|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

については、登録建築物調査機関が証する書類に限る。)が添付されている場合 (ア)に定める額及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 非住宅部分 次に掲げる当該申請に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満 9,200円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 26,300円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 78,700円

d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 124,600円

e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 157,300円

f 25,000平方メートル以上 196,600円

(イ) 住宅部分 (建築物省エネ

法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項から63の項までにおいて同じ。) 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 一戸建ての住宅 4, 600円

b 共同住宅等 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 300平方メートル未満 9, 200円

(b) 300平方メートル以上2, 000平方メートル未満 19, 700円

(c) 2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満 43, 900円

(d) 5, 000平方メートル以上 78, 700円

イ アに規定する場合以外の場合で、認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条



第1項に掲げる基準に適合していることについて、(ア)又は(イ)に掲げる添付書類が添付されている場合

(ア)又は(イ)に掲げる添付書類に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額(ア)住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(以下「設計住宅性能評価書」という。)(日本住宅性能表示基準(住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項の規定により定められた日本住宅性能表示基準をいう。以下同じ。))に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合している場合に限る。)の写しが添付されている場合 ア(イ)に定める額及びエ(ア)に定める額を合計した額

(イ)建築物省エネ法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級4又は等

級5に適合している場合に限る。)の写しが添付されている場合 ア(イ)に定める額及びエ(ア)に定める額を合計した額

ウ ア及びイに規定する場合以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から63の項までにおいて「基準省令」という。)第8条第1号ただし書又は第2号ただし書の場合 ア(ア)に定める額及びア(イ)に定める額を合計した額

エ アからウまでに規定する場合以外の場合 (ア)に定める額及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 非住宅部分 次に掲げる当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能を評価する方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 標準入力法・主要室入力法(基準省令第8条第1号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。) 次に

掲げる当該申請に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 300平方メートル未満 222,900円

(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 360,500円

(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 514,600円

(d) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 633,900円

(e) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 749,400円

(f) 25,000平方メートル以上 854,900円

b モデル建物法（基準省令第8条第1号イ（2）及び同号ロ（2）に定める基準に適合するかどうかを評価する方法をい

う。) 次に掲げる当該申請に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 300平方メートル未満 85,300円

(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 142,900円

(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 231,500円

(d) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 302,300円

(e) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 363,400円

(f) 25,000平方メートル以上 426,300円

(イ) 住宅部分 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 一戸建ての住宅 次に

|         |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         |          | <p>掲げる当該申請に係る建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a) 200平方メートル未満 33,500円</p> <p>(b) 200平方メートル以上 37,400円</p> <p>b 共同住宅等 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a) 300平方メートル未満 67,600円</p> <p>(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 112,800円</p> <p>(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 192,200円</p> <p>(d) 5,000平方メートル以上 275,400円</p> <p>(2) 建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出があった場合 前号に規定する額に1の項に規定する額を加算した額</p> |
| 62 建築物省 | 建築物エネルギー | (1) 次号に規定する場合以外の場                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

エネ法第  
31条第1  
項の規定に  
基づく建築  
物エネルギー  
消費性能  
向上計画の  
変更の認定  
の申請に対  
する審査

ギー消費性能  
向上計画変更  
認定申請手数  
料

合 次に定める額（その額に  
100円未満の端数があるとき  
は、これを切り捨てた額）

ア 変更の認定の申請に係る建  
築物エネルギー消費性能向上  
計画が建築物省エネ法第30  
条第1項に掲げる基準に適合  
していることについて、登録  
住宅性能評価機関又は登録建  
築物調査機関が証する書類  
（非住宅部分については、登  
録建築物調査機関が証する書  
類に限る。）が添付されてい  
る場合（ア）に定める額及  
び（イ）に定める額を合計し  
た額

（ア）非住宅部分 61の項第  
1号ア（ア）aからfまで  
に掲げる当該申請に係る建  
築物の非住宅部分の床面積  
の合計の区分に応じ、当該  
aからfまでに定める額に  
2分の1を乗じて得た額

（イ）住宅部分 61の項第1  
号ア（イ）a及びbに掲げ  
る当該申請に係る建築物の  
住宅の区分並びに同号ア  
（イ）b（a）から（d）  
までに掲げる当該申請に係  
る建築物の住宅部分の床面  
積の合計の区分に応じ、当

該 a 及び b ( a ) から  
( d ) までに定める額に 2  
分の 1 を乗じて得た額

イ アに規定する場合以外の場合で、変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第 30 条第 1 項に掲げる基準に適合していることについて、61 の項第 1 号イ (ア) 又は (イ) に掲げる添付書類が添付されている場合 61 の項第 1 号イ (ア) 又は (イ) に掲げる添付書類に応じ、当該 (ア) 又は (イ) に定める額

ウ ア及びイに規定する場合以外の場合で、基準省令第 8 条第 1 号ただし書又は同条第 2 号ただし書の場合 ア (ア) に定める額及びア (イ) に定める額を合計した額

エ アからウまでに規定する場合以外の場合 (ア) に定める額及び (イ) に定める額を合計した額

(ア) 61 の項第 1 号エ (ア)  
a 及び b に掲げる当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能を評価する方法の区分並びに同号エ (ア) a ( a ) から ( f ) まで及び

|                         |                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                         |                         | <p>同号エ（ア） b（a）から（f）までに掲げる当該申請に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該エ（ア） a（a）から（f）まで及びエ（ア） b（a）から（f）までに定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>（イ） 61の項第1号エ（イ） a及びbに掲げる当該申請に係る建築物の住宅の区分並びに同号エ（イ） a（a）及び（b）並びにb（a）から（d）までに掲げる当該申請に係る住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該エ（イ） a（a）及び（b）並びにb（a）から（d）までに定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>（2） 建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出があった場合 前号に規定する額に1の項に規定する額を加算した額</p> |
| <p>63 建築物省エネ法第36条第1</p> | <p>基準適合認定建築物認定申請手数料</p> | <p>（1） 認定の申請に係る建築物が建築物省エネ法第2条第3号に掲げる建築物エネルギー消費性能</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |



項の規定に  
基づく基準  
適合認定建  
築物の認定  
の申請に対  
する審査

基準に適合していることについて、登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関が証する書類（非住宅部分については、登録建築物調査機関が証する書類に限る。）が添付されている場合 アに定める額及びイに定める額を合計した額

- ア 非住宅部分 次に掲げる当該申請に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) 300平方メートル未満 9,200円
  - (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 26,300円
  - (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 78,700円
  - (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 124,600円
  - (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 157,300円
  - (カ) 25,000平方メートル以上 196,600円
- イ 住宅部分 次に掲げる当該

申請に係る建築物の住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 4, 600円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満 9, 200円

b 300平方メートル以上2, 000平方メートル未満 19, 700円

c 2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満 43, 900円

d 5, 000平方メートル以上 78, 700円

(2) 前号に規定する場合以外の場合で、認定の申請に係る建築物が建築物省エネ法第2条第3号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて、次のアからエまでのいずれかに掲げる添付書類が添付されており、かつ、当該添付書類に係る建築物の工事が完了した時点から当該認定の申請をし

た時点までに建築物に変更がない場合 アからエまでのいずれかに掲げる添付書類に応じそれぞれアからエまでに定める額

ア 建築物省エネ法第30条第1項の規定による認定の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写しが添付されている場合 当該認定を受けた部分に係る前号アに定める額及び同号イに定める額と、当該認定を受けた部分以外の部分に係る第4号アに定める額及び同号イに定める額を合計した額

イ 都市の低炭素化促進法第54条第1項に基づく認定の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写しが添付されている場合 当該認定を受けた部分に係る前号アに定める額及び同号イに定める額と、当該認定を受けた部分以外の部分に係る第4号アに定める額及び同号イに定める額を合計した額

ウ 住宅の品質確保の促進等に

関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（以下この項において「建設住宅性能評価書」という。）

（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合している場合に限る。）の写しが添付されている場合 前号イに定める額及び第4号アに定める額を合計した額

エ 建築物省エネ法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5に適合している場合に限る。）の写しが添付されている場合 前号イに定める額及び第4号アに定める額を合計した額

(3) 前2号に規定する場合以外の場合で、基準省令第1条第1項第1号ただし書又は第2号ただし書の場合 第1号アに定める額及び同号イに定める額を合計した額

(4) 前3号に規定する場合以外の場合 アに定める額及びイに定

める額を合計した額

ア 非住宅部分 次に掲げる当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能を評価する方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 標準入力法・主要室入力法（基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。） 次に掲げる当該申請に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満 222,900円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 360,500円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 514,600円

d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 633,900円

e 10,000平方メートル以上25,000平

方メートル未満

749,400円

f 25,000平方メートル以上 854,900円

(イ) モデル建物法（基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。） 次に掲げる当該申請に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満 85,300円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 142,900円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 231,500円

d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 302,300円

e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満

363,400円

f 25,000平方メートル以上 426,300円

イ 住宅部分 次に掲げる当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能を評価する方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 住宅性能基準（基準省令第1条第1項第2号イ（1）及び同号ロ（1）に定める基準をいう。）に適合するかどうかを評価する方法 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 一戸建ての住宅 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 200平方メートル未満 33,500円

(b) 200平方メートル以上 37,400円

b 共同住宅等 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞ

れ次に定める額

(a) 300平方メートル  
未満 67,600円

(b) 300平方メートル  
以上2,000平方メ  
ートル未満 112,  
800円

(c) 2,000平方メー  
トル以上5,000平  
方メートル未満  
192,200円

(d) 5,000平方メー  
トル以上 275,  
400円

(イ) 住宅仕様基準（基準省令  
第1条第1項第2号イ  
(2)及び同号ロ(2)に  
定める基準をいう。)に適  
合するかどうかを評価する  
方法 次に掲げる当該申請  
に係る建築物の住宅の区分  
に応じ、それぞれ次に定め  
る額

a 一戸建ての住宅 次に  
掲げる当該申請に係る建  
築物の住宅部分の床面積  
の合計の区分に応じ、そ  
れぞれ次に定める額

(a) 200平方メートル  
未満 17,100円

(b) 200平方メートル



|  |  |                                                                                                                                                                                                                                           |
|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  | <p>以上 18,400円</p> <p>b 共同住宅等 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a) 300平方メートル未満 32,200円</p> <p>(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 55,800円</p> <p>(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 101,100円</p> <p>(d) 5,000平方メートル以上 152,900円</p> |
|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



議 案 説 明

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定等に伴い、建築物のエネルギー消費性能に係る基準適合の認定手数料等を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第54号

千葉県幕張新都心文教地区建築条例の一部改正について  
千葉県幕張新都心文教地区建築条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年2月22日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県幕張新都心文教地区建築条例の一部を改正する条例

第1条 千葉県幕張新都心文教地区建築条例（平成23年千葉県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第14号中「、ダンスホール」を削る。

第2条 千葉県幕張新都心文教地区建築条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項第11号中「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令第130条の7の3に規定するもの」に改め、同項第14号中「、ナイトクラブ」を削り、同項第26号中「同条第11項」を「同条第13項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

~~~~~

議案説明

建築基準法等の一部改正に伴い、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 55 号

千葉県都市公園条例の一部改正について

千葉県都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県都市公園条例の一部を改正する条例

千葉県都市公園条例（昭和 34 年千葉県条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「公園施設の設置又は管理」を「法第 5 条第 1 項」に改め、同条第 3 項中「公園の占用許可」を「法第 6 条第 1 項又は第 3 項の許可」に改める。

別表第 2 千葉県蘇我スポーツ公園の項中

「

午前 9 時から午後 9 時まで
午前 9 時から午後 5 時まで

」を「

午前 9 時から午後 9 時まで
午前 9 時から午後 5 時まで

」に改める。

別表第 9 第 16 項第 1 号中「（1 時間につき）」を削り、同号の表中

「

アマチュアが使用するとき	アマチュア以外が使用するとき
--------------	----------------

」を
「

金額（1 時間につき）

」

アマチュアが使用するとき	アマチュア以外が使用するとき	に、「8,220円」を「6,
--------------	----------------	----------------

」

940円」に、「4,100円」を「3,460円」に、「2,660円」を「2,300円」に、「16,440円」を「13,880円」に、「4,110円」を「3,470円」に、「2,050円」を「1,730円」に、「1,330円」を「1,150円」に改める。

別表第9第17項を次のように改める。

17 第1多目的グラウンド

(1) 第1多目的グラウンド利用料金

区分		金額（1時間につき）	
		アマチュアが使用するとき	アマチュア以外が使用するとき
全面	一般	6,940円	13,880円
	高校生	3,460円	
	小学生・中学生	2,300円	
片面（サッカーコート1面）	一般	3,470円	6,940円
	高校生	1,730円	
	小学生・中学生	1,150円	

(2) 照明設備利用料金

区分	金額
片面（サッカーコート1面）	1時間につき 2,160円

附 則

- この条例は、平成28年7月1日から施行する。ただし、第16条第2項及び第3項の改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の別表第9第16項及び第17項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

~~~~~

## 議 案 説 明

蘇我スポーツ公園第1多目的グラウンド及び多目的広場の利用料金の上限の額を改定するとともに、同多目的グラウンドの供用時間を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第56号

町の区域及び名称の変更について

市は、次のとおり緑区の町の区域及び名称を変更するものとする。

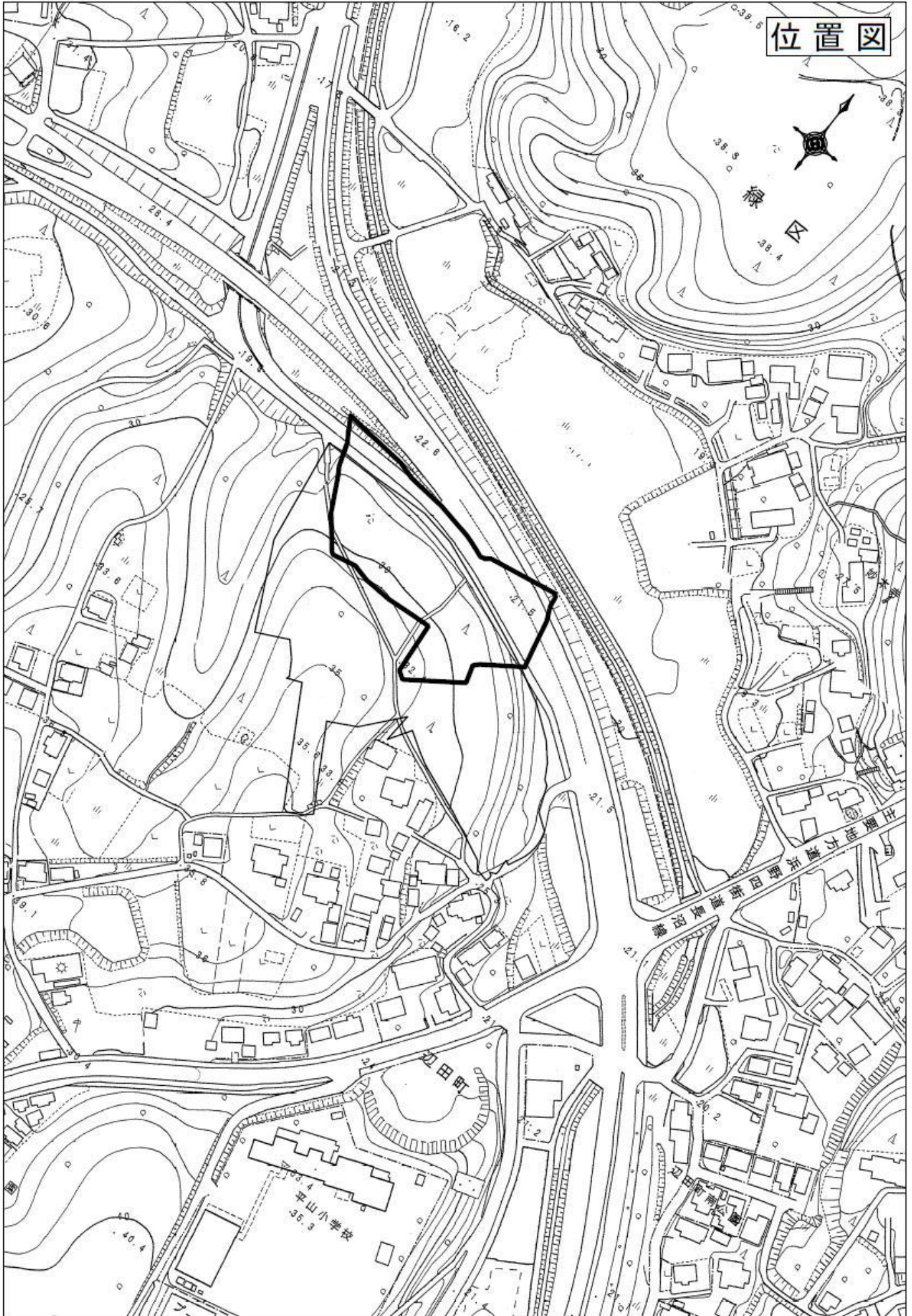
平成28年2月22日提出

千葉市長 熊谷俊人

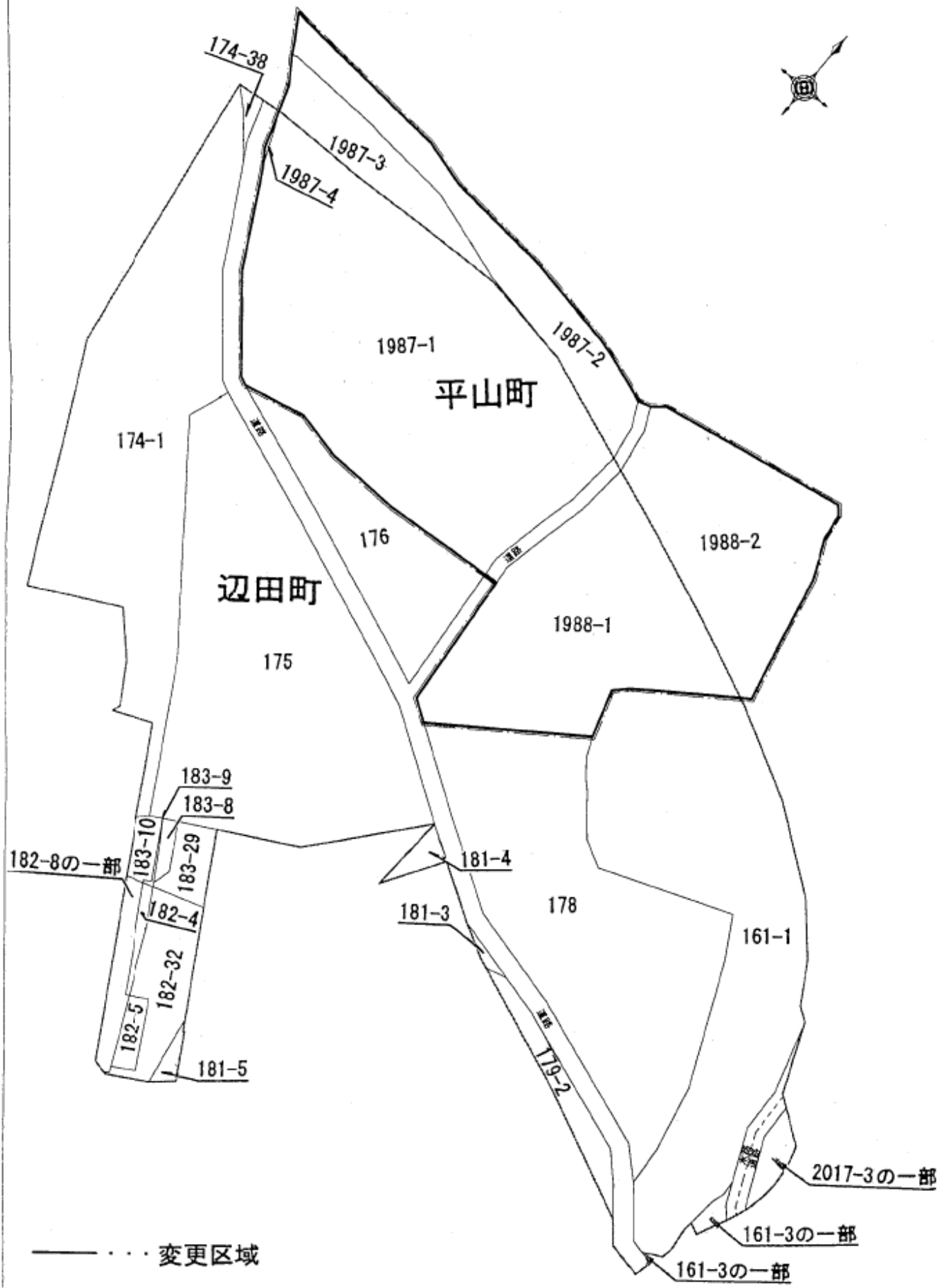
変更調書

| 新<br>町名 | 旧<br>町名 | 地番                                                                                                |
|---------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 辺田町     | 平山町     | 1,987の1～1,987の4 1,988<br>の1 1,988の2<br>平山町1,987の1、1,987の2、<br>1,988の1、1,988の2に隣接する<br>道路である公有地の一部 |

備考 上記の土地の表示は、平成28年2月1日現在の登記事項証明書によるものである。



# 町の区域及び名称変更図





~~~~~

議 案 説 明

町の区域及び名称の変更について、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第57号

土地の処分について

市は、次のとおり土地を売却するものとする。

平成28年2月22日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 売却土地

区名	町名	地番	地目	地積
美浜区	高洲2丁目	20番12	学校用地	平方メートル 3.72
		22番		16,617.21
合計		2筆		16,620.93

2 売却価格 1,752,000,000円

3 売却先

東京都港区芝2丁目32番1号

株式会社長谷工コーポレーション

代表取締役 辻 範明

(参考) 売却土地に付随する建物等

種類	構造	延床面積
校舎	鉄筋コンクリート造	平方メートル 4,635.73
屋内運動場	鉄骨造、鉄筋コンクリート造	789.08
プール	鉄筋コンクリート造、アルミ製、 軽量鉄骨造	745.82



議 案 説 明

土地を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第58号

財産の処分について

市は、次のとおり建物を無償譲渡するものとする。

平成28年2月22日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 譲渡財産 建物（千葉市福祉作業所）

(1) 概要

名称	千葉市亥鼻福祉作業所	千葉市鎌取福祉作業所
所在地	千葉市中央区亥鼻2丁目 10番16号	千葉市緑区鎌取町2810 番地8
面積	601.89平方メートル	708.99平方メートル
構造	鉄骨造陸屋根平家建	鉄骨造鋼板葺平家建等

(2) 用途 障害福祉サービス事業所として

(3) 譲渡先 千葉市花見川区横戸町786番4

社会福祉法人オリーブの樹

理事長 加藤 裕二

~~~~~

議案説明

千葉市福祉作業所の建物を無償譲渡することについて、地方自治法第237条第2項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

## 議案第 59 号

### 損害賠償額の決定及び和解について

市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

千葉市長 熊谷 俊人

#### 1 和解額

81,885,600 円（内損害賠償額 16,221,600 円）

#### 2 相手方

千葉市中央区問屋町 6 番 4 号

社会福祉法人友和会

理事長 野口 アキ子

#### 3 事件の概要

千葉市が、特別養護老人ホームの敷地の用に供するため相手方に賃貸した後記物件目録記載の土地の一部の土壌から基準を超えるふっ素及びその化合物が検出されたため、相手方が当該土壌を土壌汚染対策法に基づき処理し、当該土地において相手方が行う建設工事が遅延したことにより、相手方に賃貸借契約に基づく必要費として汚染土壌処理費用相当額を負担させ、及び建設工事の遅延等に伴う損害を与えたもの

#### 4 和解条項

- (1) 千葉市は、相手方に対し、前記 3 事件の概要に記載の事件（以下「本件事件」という。）による次の支払義務があることを認める。
  - ア 賃貸借契約に基づく必要費として汚染土壌処理費用相当額  
65,664,000 円
  - イ 建設工事の遅延等に伴う損害 16,221,600 円
- (2) 千葉市は、相手方に対し、前号の金員を、平成 28 年 4 月末日までに、相手方の指定する預金口座に振り込むことにより支払う。
- (3) 千葉市及び相手方は、本件事件に関し、千葉市と相手方との間には、本和解書に定めるもののほか何ら債権債務のないことを相互に確認する。

(4) この和解契約は、千葉市議会の議決を得たときに効力を生ずるものとし、千葉市議会の議決を得られないときは、この和解契約は無効とする。その場合、千葉市は、これに伴う損害について、一切の責任を負わないものとする。

## 物 件 目 録

|     |             |
|-----|-------------|
| 所 在 | 千葉市美浜区真砂二丁目 |
| 地 番 | 16番3号の一部    |
| 地 目 | 宅地          |
| 面 積 | 4,000.03㎡   |

~~~~~

議 案 説 明

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第60号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成28年2月22日提出

千葉市長 熊谷俊人

施設の名 称	指定管理者	指定期間
千葉市幸老人センター	千葉市美浜区幸町2丁目11番26棟 301号 千葉幸町団地自治会 会長 長岡 正明	平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで

~~~~~

議案説明

千葉市幸老人センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第61号

包括外部監査契約について

市は、次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

平成28年2月22日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 平成28年4月1日
- 3 契約の金額 18,000,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 住所 千葉県市川市国府台5丁目24番14号  
氏名 川口明浩  
資格 公認会計士

~~~~~

議案説明

包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 6 2 号

議決事件の一部変更について

平成 2 7 年 6 月 2 3 日議決された「(仮称)高洲市民プール・体育館
改築工事に係る工事請負契約」中、次のとおり工期を変更するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

1 工 期

変更前 契約締結日の翌日から 3 3 0 日間

変更後 契約締結日の翌日から 3 7 5 日間

(契約締結日 平成 2 7 年 6 月 2 3 日)

(参考)

議案第106号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成27年6月8日提出

千葉市長 熊谷 俊人

- 1 工事名称 (仮称) 高洲市民プール・体育館改築工事
- 2 施工場所 千葉市美浜区高洲4丁目2番2
- 3 工事概要 (1) 体育館 鉄筋コンクリート造一部木造及び鉄骨造
平屋建
(2) プール 25mプール ステンレス製
子供用プール コンクリート製
- 4 契約方法 制限付一般競争入札
- 5 契約金額 795,960,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から330日間
- 7 請負者 千葉市中央区市場町3番1号
旭・式田建設共同企業体
代表者 千葉市中央区市場町3番1号
旭建設株式会社
代表取締役 高橋 昌宏
千葉市若葉区殿台町90番地1
式田建設工業株式会社
代表取締役 式田 秀穂

~~~~~

## 議 案 説 明

（仮称）高洲市民プール・体育館改築工事に係る工事請負契約の工期を変更するため、議決を求めるものであります。

議案第63号

市道路線の認定及び廃止について

市は、次のとおり市道路線を認定及び廃止するものとする。

平成28年2月22日提出

千葉市長 熊谷俊人

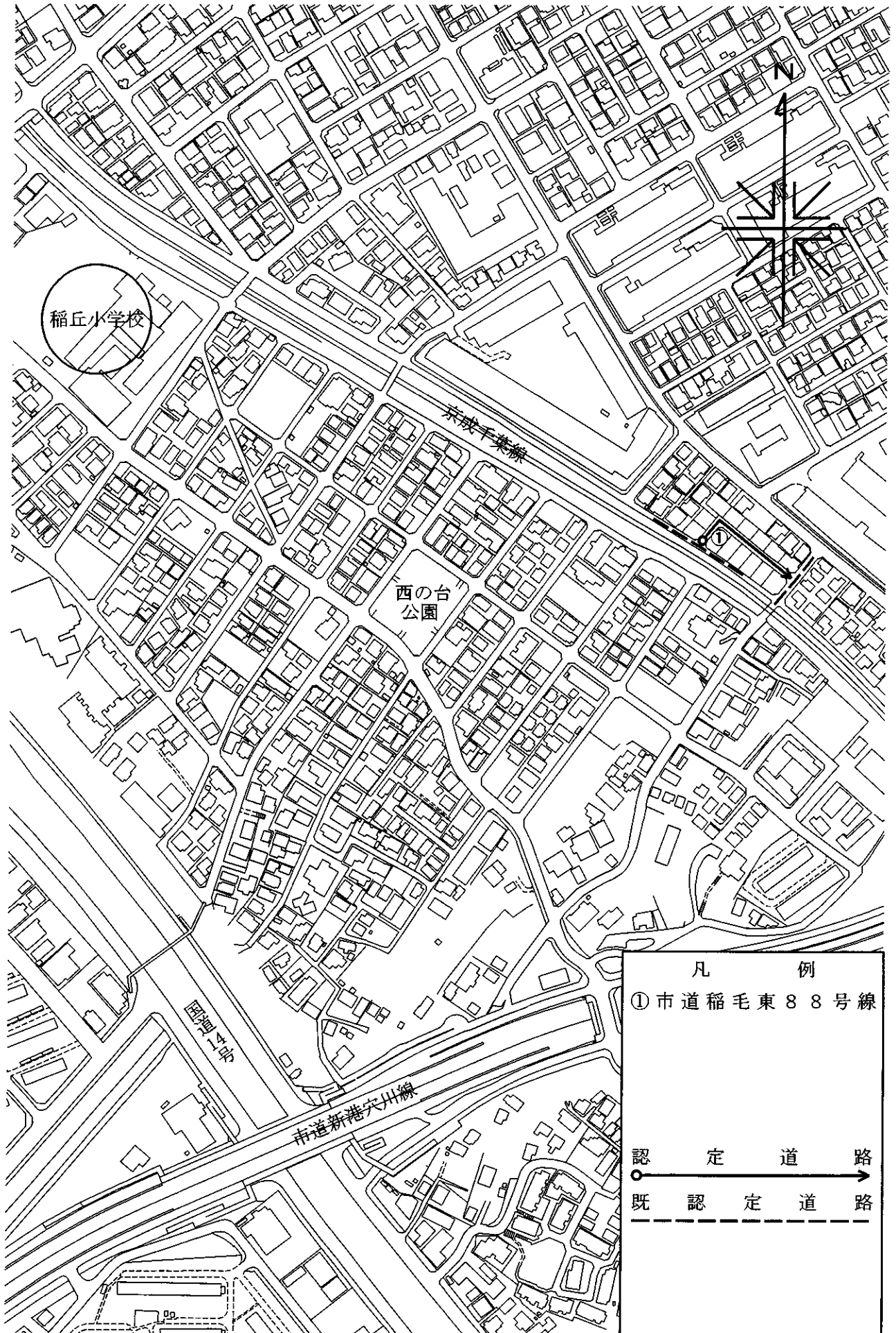
市道路線認定調書

| 整理番号 | 路線名      | 起点       | 終点       | 市道路線認定図番号 |
|------|----------|----------|----------|-----------|
| ①    | 稲毛東88号線  | 稲毛東1丁目地内 | 稲毛東1丁目地内 | 1         |
| ②    | 今井町15号線  | 今井町地内    | 今井町地内    | 2         |
| ③    | 桜木町214号線 | 桜木4丁目地内  | 桜木4丁目地内  | 3         |
| ④    | 園生町217号線 | 園生町地内    | 園生町地内    | 4         |
| ⑤    | 殿台町53号線  | 殿台町地内    | 殿台町地内    | 5         |
| ⑥    | 山王町64号線  | 山王町地内    | 山王町地内    | 6         |
| ⑦    | 幕張495号線  | 幕張町2丁目地内 | 幕張町2丁目地内 | 7         |
| ⑧    | 天戸町82号線  | 天戸町地内    | 天戸町地内    | 8         |
| ⑨    | 天戸町83号線  | 天戸町地内    | 天戸町地内    |           |
| ⑩    | 浜野町149号線 | 浜野町地内    | 浜野町地内    | 9         |
| ⑪    | 高田町287号線 | 高田町地内    | 高田町地内    | 10        |
| ⑫    | 高田町288号線 | 高田町地内    | 高田町地内    |           |
| ⑬    | 高田町289号線 | 高田町地内    | 高田町地内    |           |
| ⑭    | 高田町290号線 | 高田町地内    | 高田町地内    |           |
| ⑮    | 高田町291号線 | 高田町地内    | 高田町地内    |           |
| ⑯    | 高田町702号線 | 高田町地内    | 高田町地内    |           |
| ⑰    | 高田町292号線 | 高田町地内    | 高田町地内    | 11        |
| ⑱    | 高田町293号線 | 高田町地内    | 高田町地内    |           |
| ⑲    | 誉田町247号線 | 誉田町2丁目地内 | 高田町地内    |           |

## 市道路線廃止調書

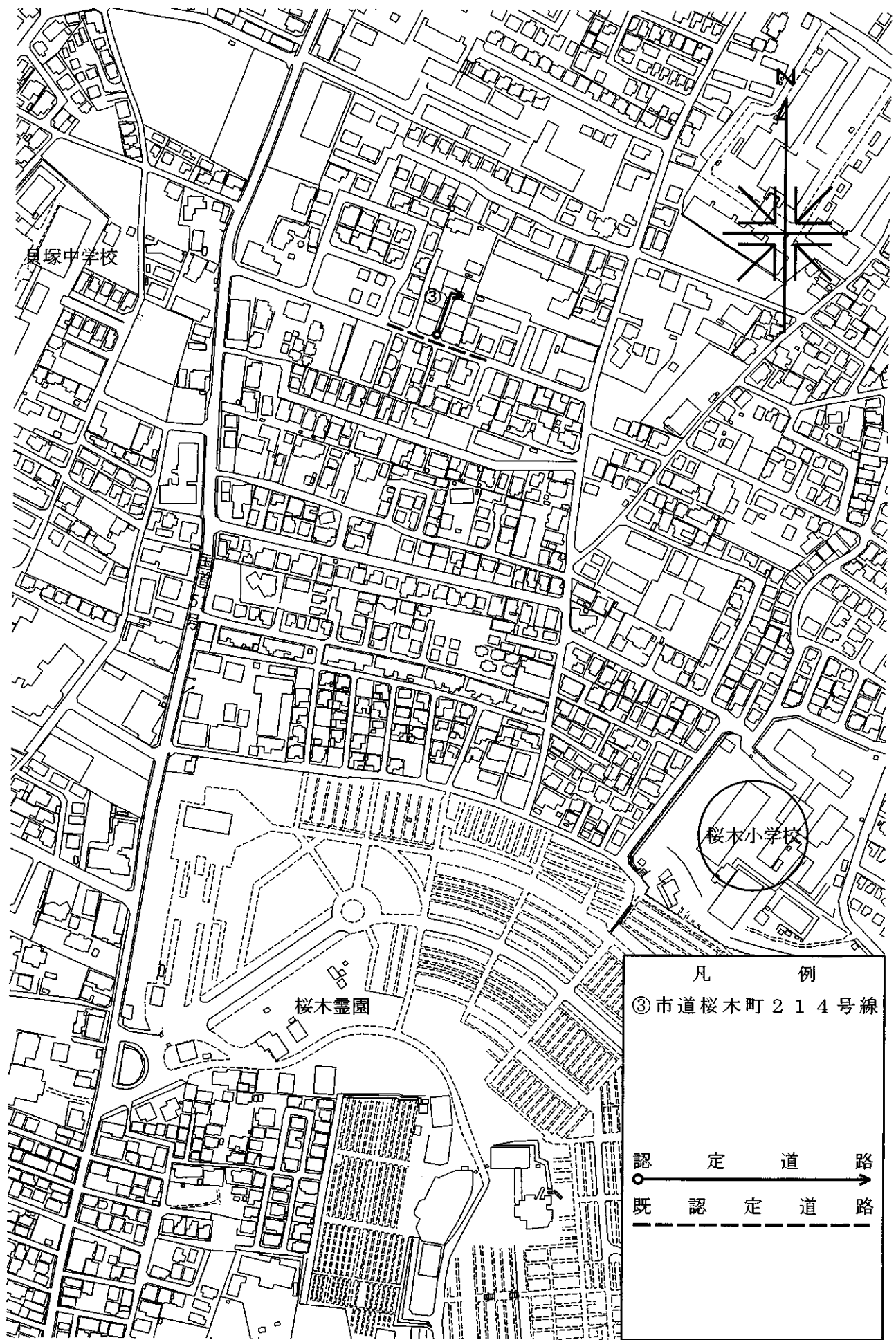
| 整理番号 | 路線名      | 起 点      | 終 点      | 摘要   | 市道路線廃止図番号 |
|------|----------|----------|----------|------|-----------|
| ①    | 小倉町93号線  | 小倉町地内    | 小倉町地内    | 全部廃止 | 1         |
| ②    | 中野町144号線 | 中野町地内    | 中野町地内    | 全部廃止 | 2         |
| ③    | 富士見14号線  | 富士見2丁目地内 | 富士見2丁目地内 | 一部廃止 | 3         |
| ④    | 富士見22号線  | 富士見2丁目地内 | 富士見2丁目地内 | 全部廃止 |           |

# 整理番号① 市道路線認定図1





# 整理番号③ 市道路線認定図3



凡 例

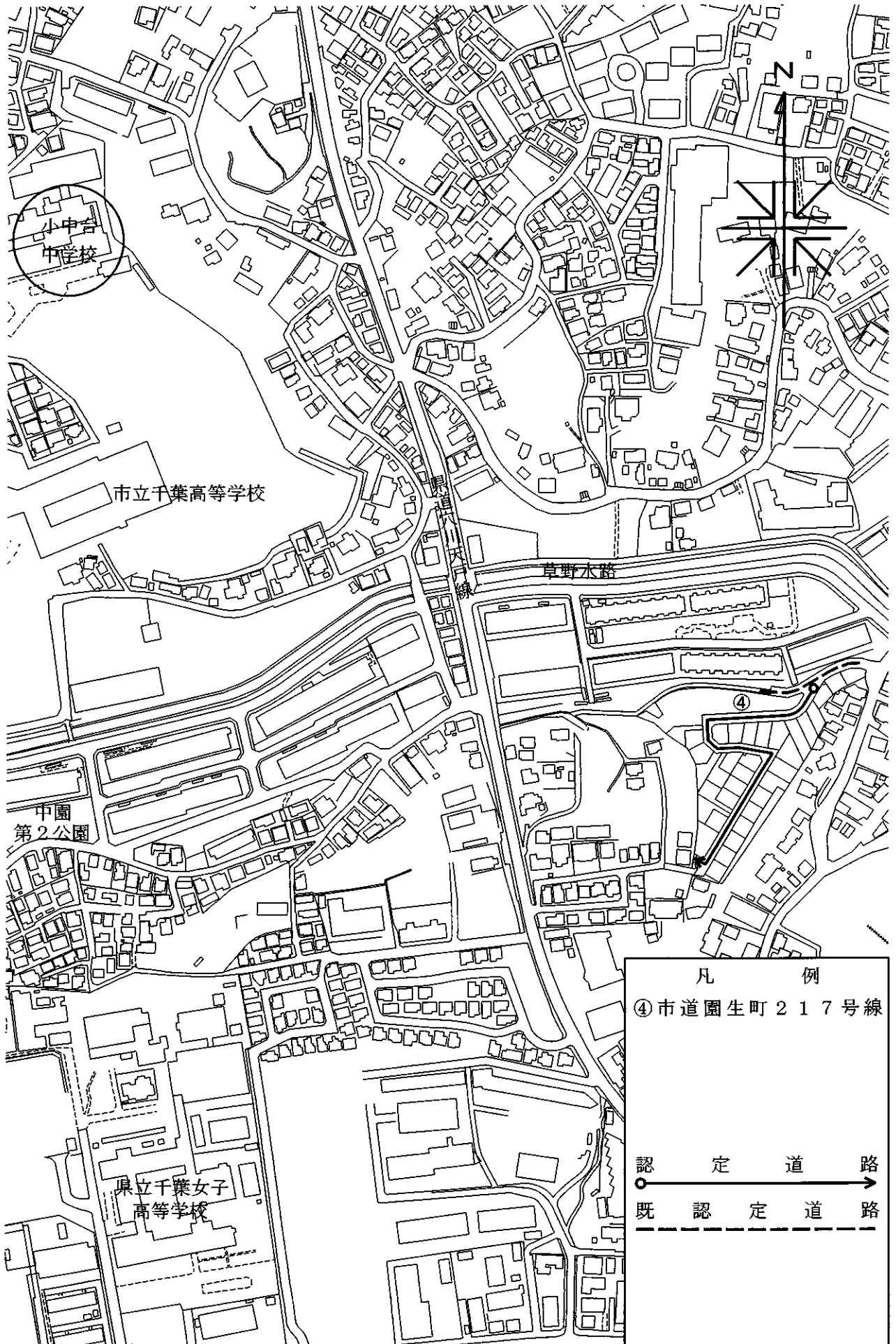
③市道桜木町214号線

認 定 道 路

既 認 定 道 路

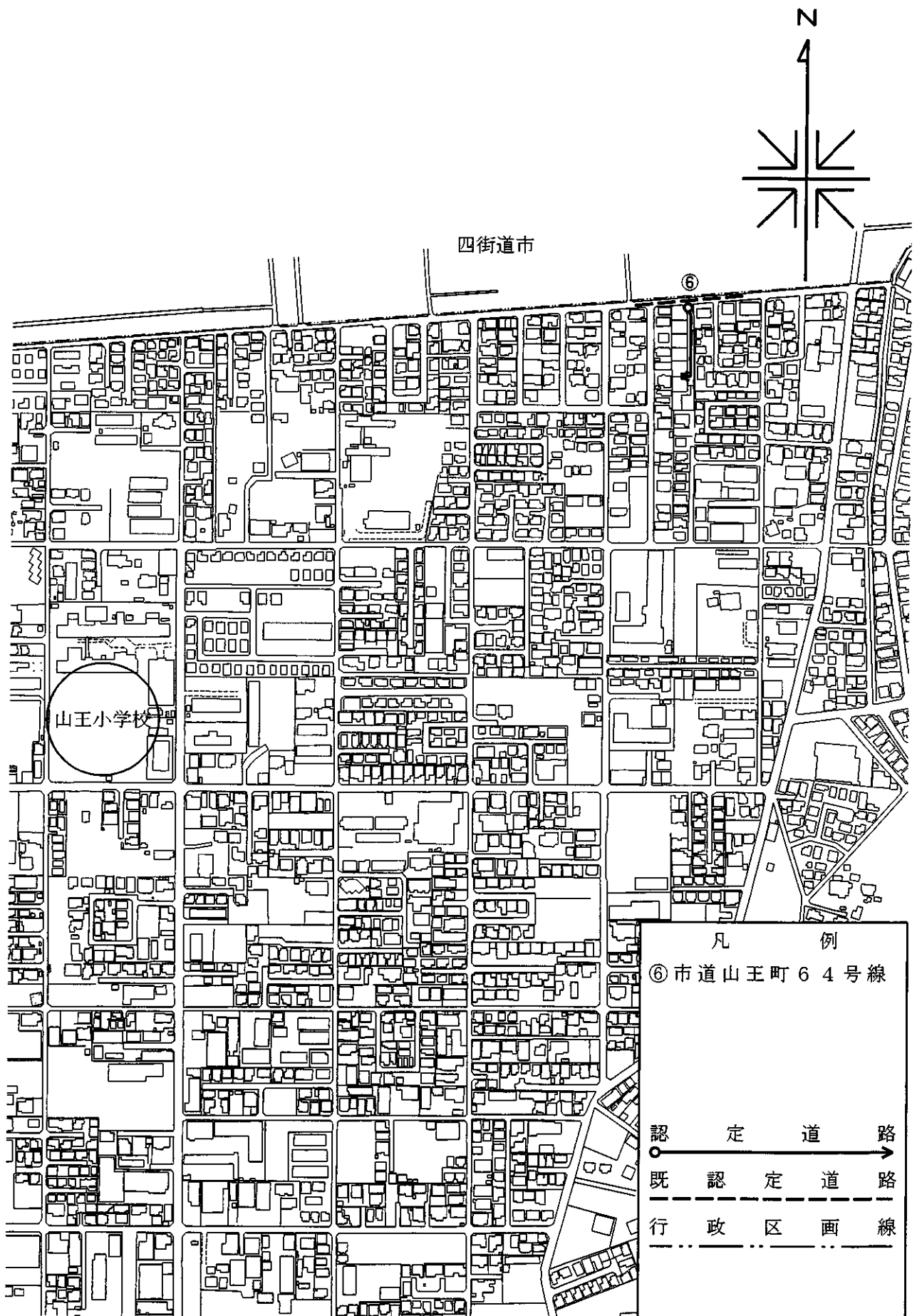


# 整理番号④ 市道路線認定図4

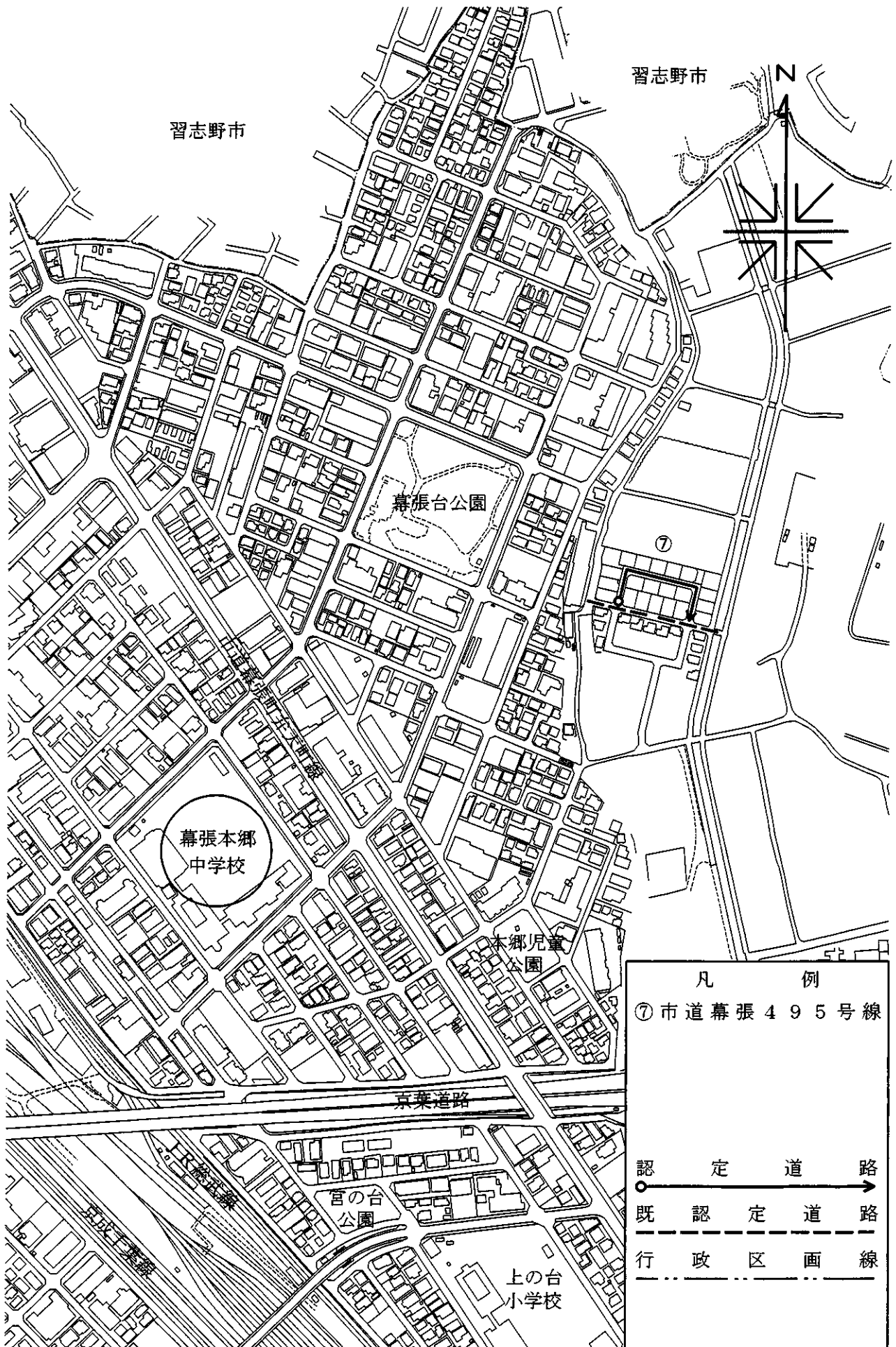




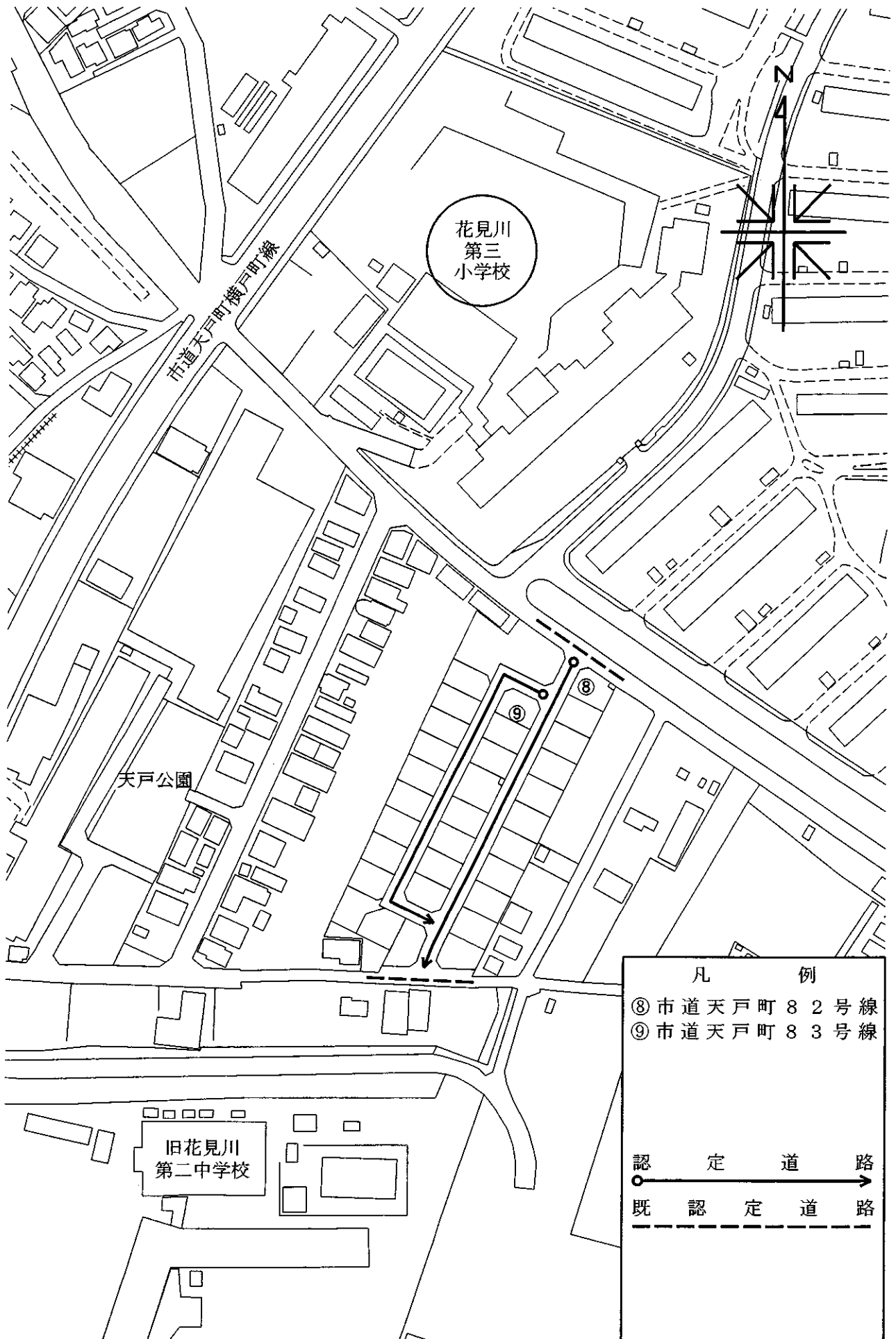
# 整理番号⑥ 市道路線認定図6



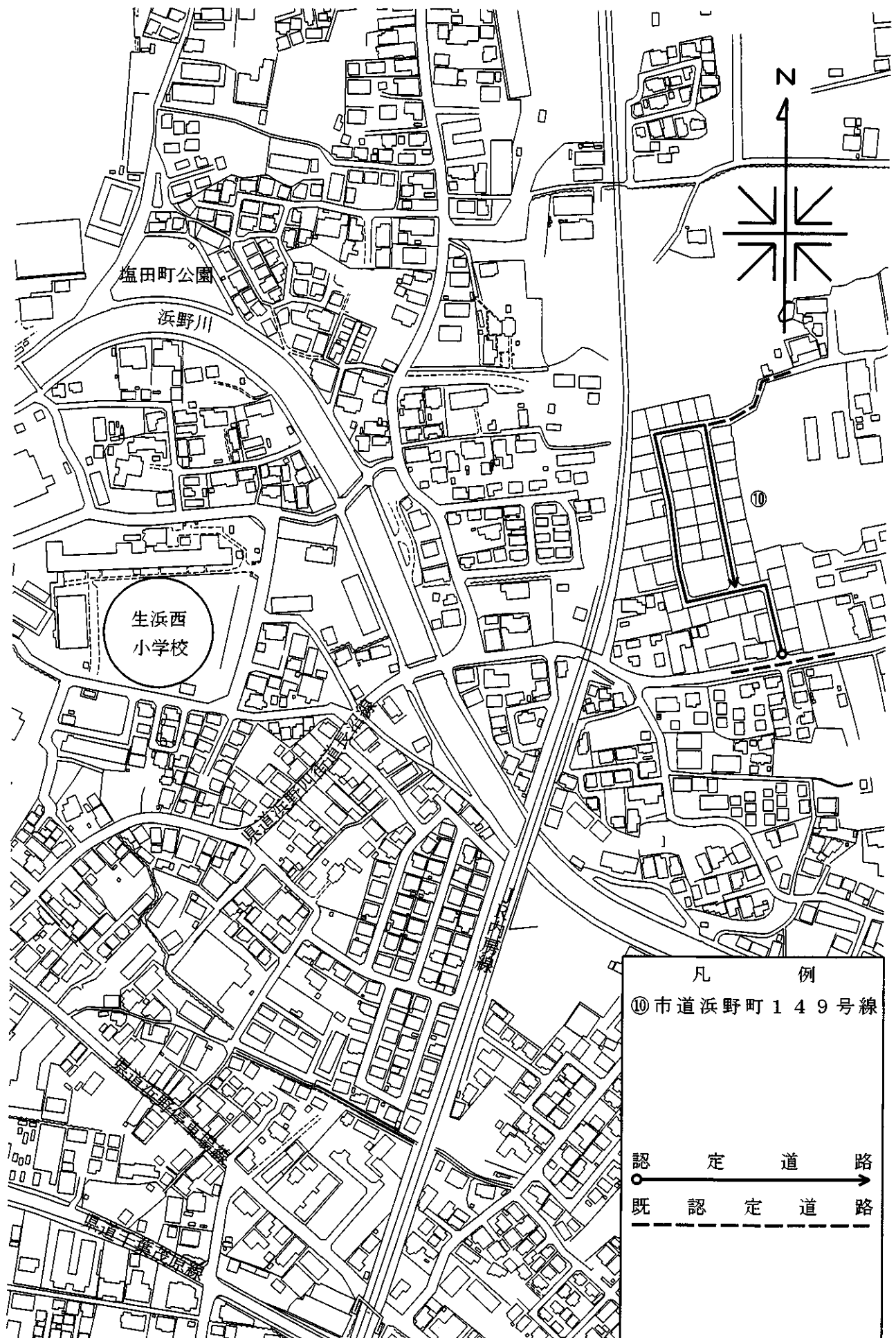
# 整理番号⑦ 市道路線認定図7



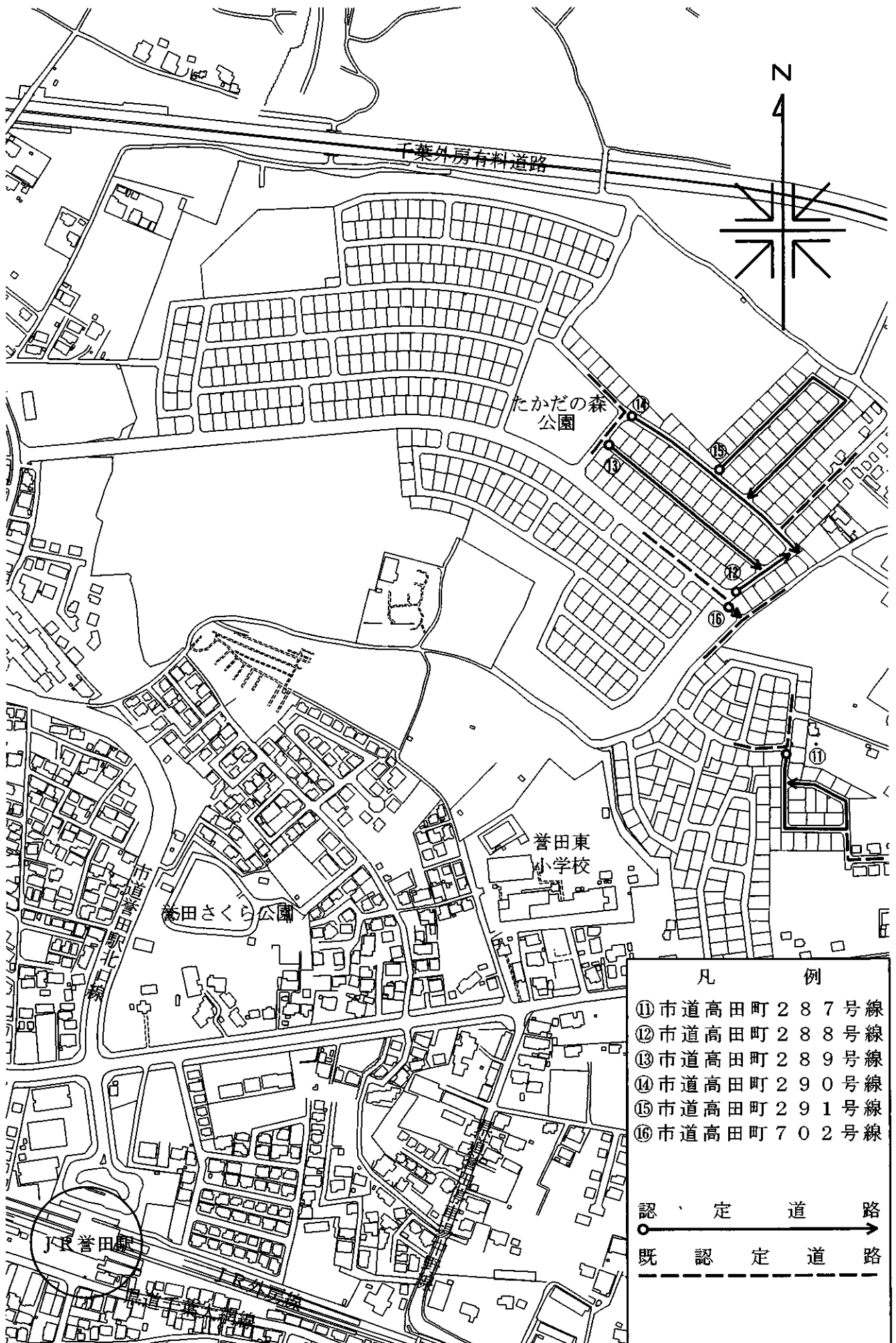
# 整理番号⑧⑨ 市道路線認定図8



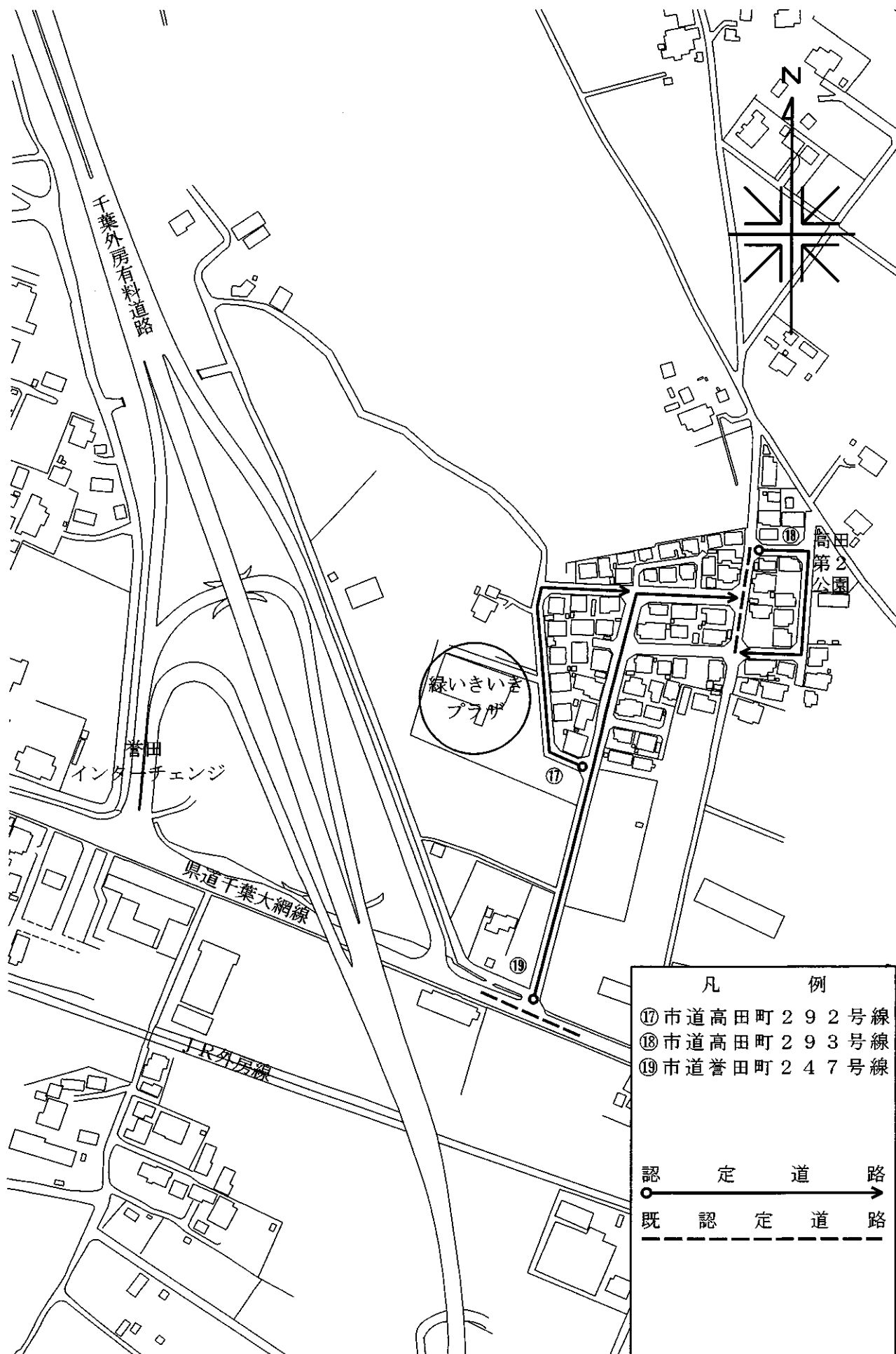
# 整理番号⑩ 市道路線認定図9



# 整理番号⑪～⑯ 市道路線認定図10

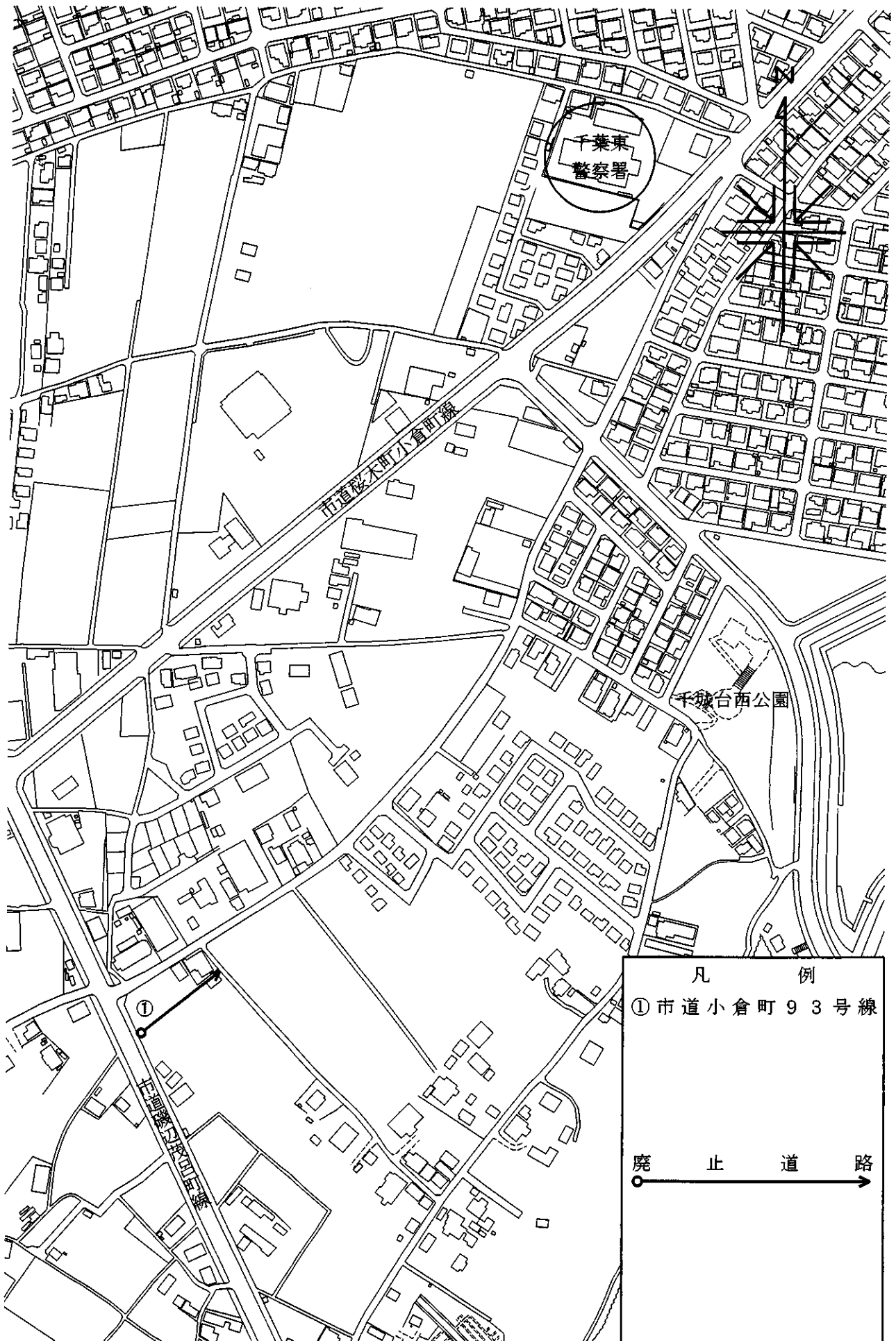


# 整理番号⑰～⑲ 市道路線認定図11

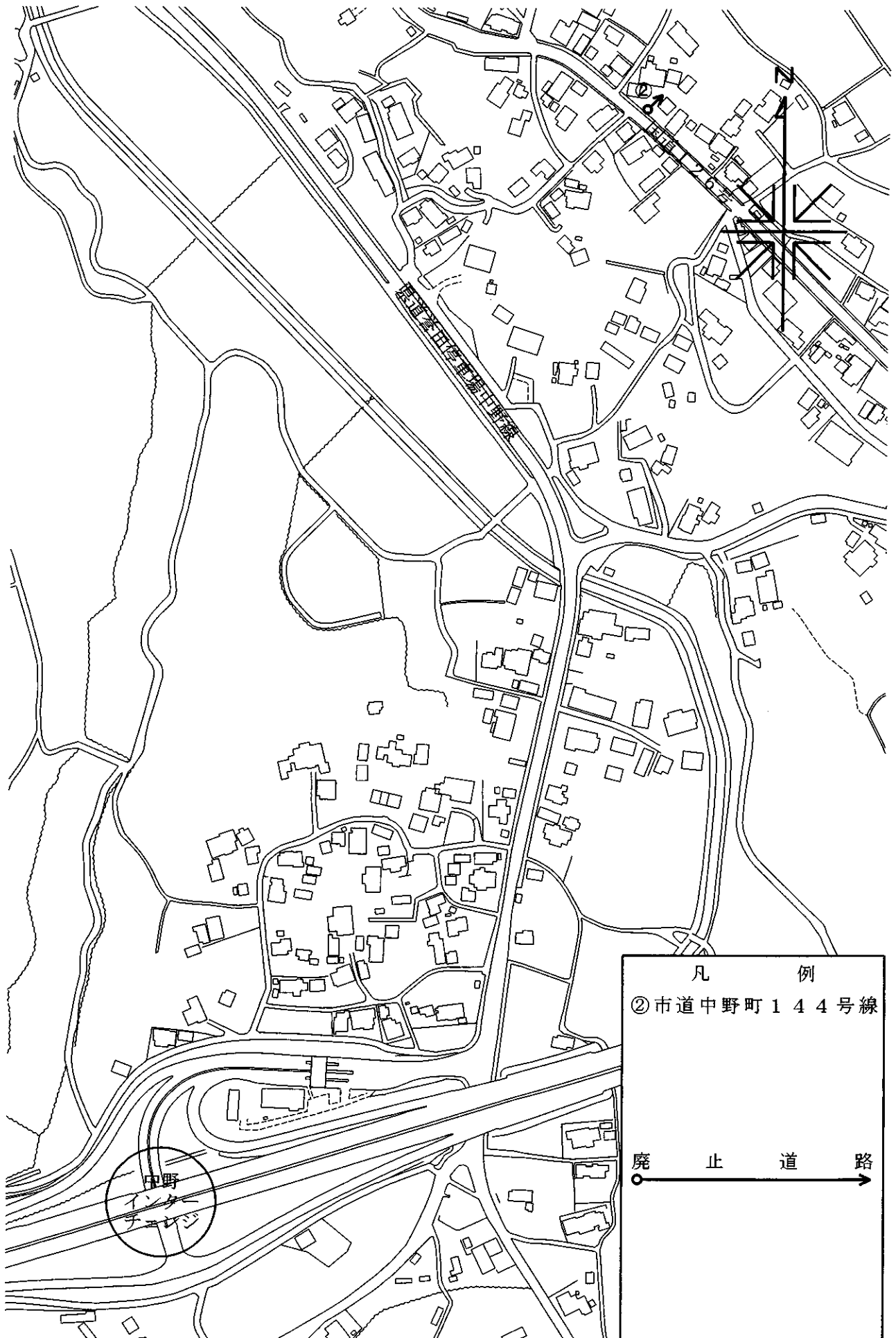




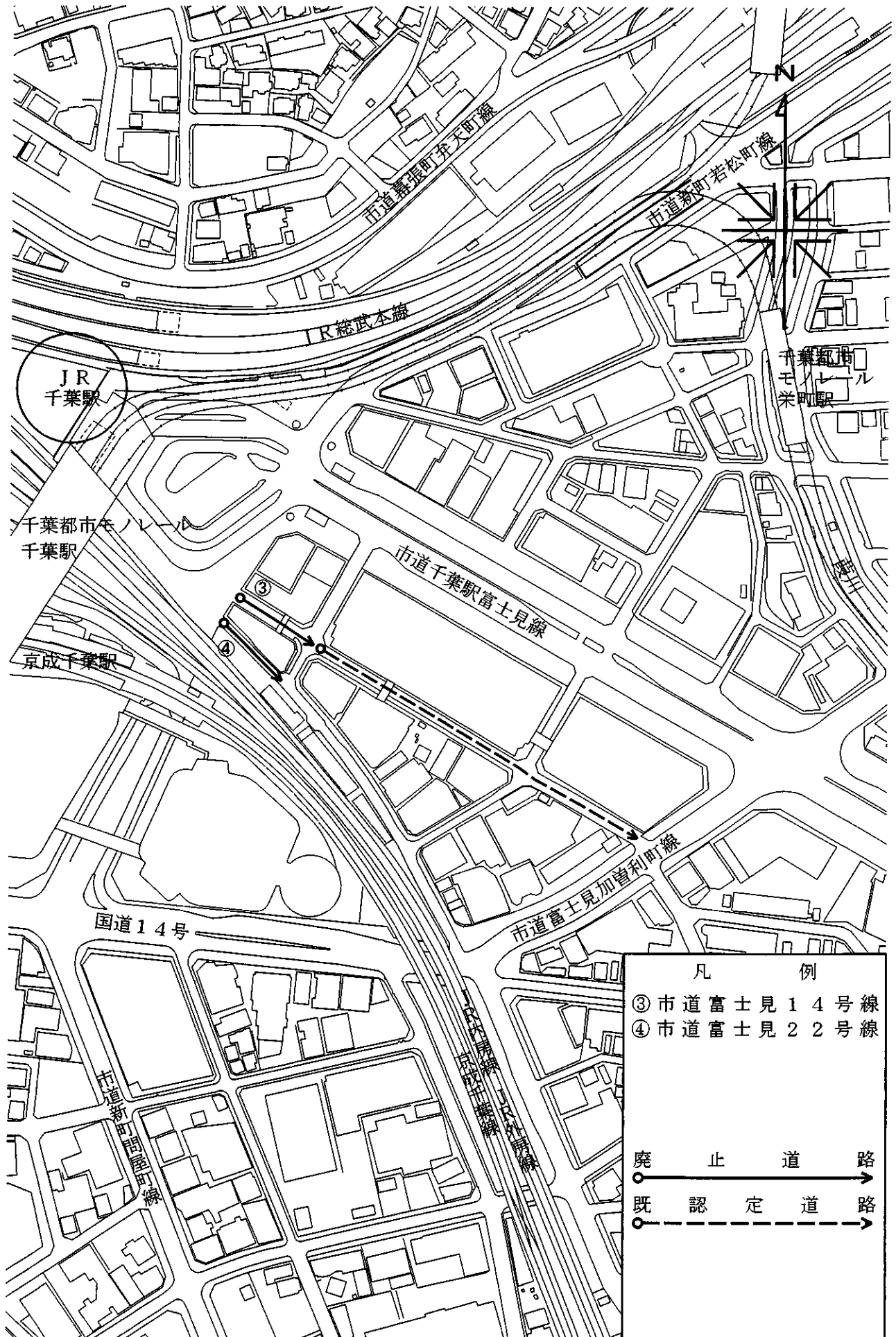
# 整理番号① 市道路線廃止図1



# 整理番号② 市道路線廃止図2



# 整理番号③④ 市道路線廃止図3





## 議 案 説 明

市道路線の認定及び廃止について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるものであります。